総務建設常任委員会会議録

〔平成26年12月12日開催〕

南あわじ市議会

総務建設常任委員会会議録

日 時 平成26年12月12日 午前10時00分 開会 午後 3時42分 閉会 場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員	(8名))					
委	ļ		長	原	П	育	大
副	委	員	長	柏	木		剛
委			員	熊	田		司
委			員	長	船	吉	博
委			員	蛭	子	智	彦
委			員	北	村	利	夫
委			員	中	村	三千	- 雄
委			員	谷	口	博	文
議			長	廣	内	孝	次
欠席委員	(1名))					
委			員	森	上	祐	治
事務局出	席職員	職氏名					
局			長	小	坂	利	夫
課			長	垣		光	弘
書			記	船	本	有	美
書			記	斉	藤	浩	平
説明のたる	めに出	席した	者の職氏名	1			
市			長	中	田	勝	久
副	市	ī	長	Щ	野	匹	朗
副	市	ĵ	長	矢	谷	浩	亚
教	1	ī	長	岡	田	昌	史

市長公室長	土井	本		環
市長公室付部長(総合 調整·新庁舎建設担当)	橋	本	浩	嗣
総務部長兼選挙 管理委員会書記長	細	Ш	貴	弘
財務 部長	神	代	充	広
市民生活部長	高	木	勝	啓
健康福祉部長	馬	部	総一	郎
産 業 振 興 部 長 (鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長)	興	津	良	祐
農 業 振 興 部 長 (食の拠点事業推進室長)	神	田	拓	治
都 市 整 備 部 長	岩	倉	正	典
下 水 道 部 長	原	口	幸	夫
教 育 部 長	太	田	孝	次
会計管理者次長兼会計課長	堤		省	司
監查委員事務局長兼固定 資産評価審查委員会事務局長	片	山	雅	弘
市長公室課長	北	Ш	真 由	美
総務部次長兼総務課長	佃		信	夫
総務部防災課長	藤	本	和	宏
総務部情報課長	土	肥	_	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
財務部管財課長	富	永	文	博
財務部財政課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	$\vec{=}$
都市整備部管理課長 兼 都 市 計 画 課 長	原	П	久	司
下水道課長兼企業経営課長	村	本		透

紹介議員

議 員 小島 一

参考人

国土交通労働組合 近畿港湾空港支部 平 田 喜 久 男 執 行 委 員 長

Ⅱ.会議に付した事件

1.	付託案件・・・・・		5
1	議案第83号	南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について	
		5	6
2	議案第84号	南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例	及
		び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件	に
		関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・6	0
3	議案第85号	南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい	V١
		τ······6	2
4	議案第86号	南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例の	施
		行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について・・・・・・・・・・6	6
(5)	議案第87号	南あわじ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定につい	٧١
		τ····································	1
6	議案第88号	南あわじ市緑防災センター条例を廃止する条例制定について・・・・7	3
7	議案第94号	南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について・・・・7	7
8	議案第95号	南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について・・7	8
9	議案第73号	平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)・・・・・・・・・1	4
10	議案第79号	平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算	
		(第1号)7	9
11	議案第80号	平成26年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第1号)・・・・・8	2
12	議案第104号	新市建設計画の変更について・・・・・・8	4
13	請願第6号	海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書採択に関する請	願
		書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.		事務調査の申し出について・・・・・・・・・・・・・・・・9	
3.	その他・・・・・・	9	4

Ⅲ. 会議録

総務建設常任委員会

平成26年12月12日(金) (開会 午前10時00分) (閉会 午後 3時42分)

○原口育大委員長 それでは、時間が参りましたので、ただいまから総務建設常任委員 会を始めさせていただきます。

けさの神戸新聞にも出てましたが、きのう、防災講演がありまして、議長、副議長さんにお誘いいただきまして、山村武彦氏の講演を聞かせていただきました。その中で、自助・共助・公助プラス、向こう三軒両隣というか、隣保での助け合いという意味で、御近所の助け合いということで、近助ということを盛んに言っておられまして、大変いいことだなというふうに感じました。ぜひ、南あわじ市でもそういった近助の精神につきましても啓発いただきたいなというふうに感じた次第であります。

それでは、執行部、御挨拶をよろしくお願いします。 市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

今定例会に総務建設常任委員会に付託をお願いしました案件、非常に多いわけでございますが、条例改正が結構あるようでございます。何分、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ところで、皆さんも新聞を見ておわかりのとおり、衆議院の選挙があさって、14日投開票でございますが、期日前投票、私どもの市が3市の中では一番多いというような記事が出ておりました。まさに私はいろいろ考える中で、今回、三原の場合、三原公民館からパルティに変わったと。結構、パルティへの投票が多いというふうに伺っております。ですからやはり、これからの期日前投票も、今までの考え方を固執するのでなくして、いかに投票率を上げるかということになると、これまででも西淡の場合、シーパが非常に多い人数だったと。やはり、これらを的確に把握して、対応していくということが求められるんでないかなと感じた次第でございます。どうぞ、皆さん方もできるだけ投票率が上がるよう、ひとつお願いをしておきたいと思います。

いろいろと付託案件、内容もあるようでございますので、適切妥当な御決定を賜りますようお願い申し上げ、委員長さんからもお話があったとおり、私、ちょっと中座させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○原口育大委員長 それでは、ただいまから、第59回定例会において当委員会に付託 されました議案について審査を行います。

本日は、傍聴の許可をしております。傍聴の申し出もありますので、念のため、傍聴さ

れる方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いをしておきます。また、ケーブルテレビ が、番組放送のため30分程度撮影に入っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、 請願の審査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 1. 付託案件
 - ③ 請願第6号 海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書採択に関する請願 書
- ○原口育大委員長 異議がございませんので、請願第6号、海洋環境整備事業の充実と 体制拡充を求める意見書採択に関する請願書についてを議題とします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員の小島一議員並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として国土交通労働組合近畿港湾空港支部執行委員長平田喜久男様を、説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がございませんので、説明を求めることとします。 暫時休憩します。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時06分)

○原口育大委員長 再開します。

それでは、紹介議員より説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○原口育大委員長 異議がございませんので、説明を求めます。 小島一議員。
- 〇小島 一議員 おはようございます。今回、請願第6号、海洋環境整備事業の充実と

体制拡充を求める意見書採択に関する請願書ということでございまして、請願者の国土交通労働組合近畿港湾空港支部の執行委員長の平田さんとともに、きょう、参っております。 私は、紹介議員を代表してということでございますので、この席に同席して紹介をさせていただきたいというふうに思います。

詳しくは、請願者である平田氏のほうから説明をお願いしたいと思いますので、ひとつ、 議員諸兄には、慎重審議の上、よろしくお願いをいたしまして、紹介にさせていただきま す。どうぞよろしくお願いします。

それでは、平田さん、お願いします。

- ○原口育大委員長 平田参考人。
- ○平田参考人 本日は、このような機会を与えていただきまして、まことにありがとう ございます。国土交通省の職員、港湾の仕事をしております平田と申します。労働組合の 肩書もありますが、この要請は、職場の公務をしている者が純粋にやらなければいけない 国の使命を果たすということでお願いをしたものでございます。

意見書のお願いの中にも書いておりますが、要請の中身は2点でございます。

海洋環境と航行船舶の安全を守る海洋環境整備事業ということで、閉鎖性海域には全国で10隻、外洋には3隻、それぞれ平常は海洋環境整備船についてはごみ、油が流出したときには油を回収するという船を配備しております。

南あわじ市を担務する播磨灘には、小松島港湾事務所の「みずき」、そして、大阪湾の南側になりますけども、紀伊水道から大阪湾の入り口のところは和歌山港湾事務所の「Dr.海洋」というのが日々、担務海域を割り振って、潮目にたまるごみ等、油が流出したときには海上保安庁や漁協の皆さんからの要請を受けて回収作業をしております。

それとともに、3.11の後には、直営船の体制の機動性を生かして、被災地に、ドラグ3船については翌日に、3船が救援物資を運びました。海洋環境整備船については、ごみ回収の機能を持ってますので、その役割を果たすために2カ月間、現地で1カ月のごみ回収作業をしております。

昨年、港湾局は、港湾法を改正しまして、政府として港湾法の改正の手続をしまして、 緊急確保航路というのを指定しております。その目的は、3.11等の大きな津波、地震 の災害のときに、国の安全を守る、そしてライフラインを保つ、物流の大動脈である大阪 湾、名古屋港、そして東京湾の海路を警戒するという仕事を、国の使命として位置づけた ものです。

陸上では、阪神・淡路大震災のときとかに、緊急代執行ということで、人の財産である 住宅が道路に来たときに撤去とかやられてますけど、それは国の職員、いわゆる使命を帯 びて責任を履行できる者でないとできないという制度なんですが、それが今まで、海には ありませんでした。実際に東日本大震災では、無価値物でなく有価値物と思われる人の財産が流れ、そして、漁ろうが流れ、航行船舶ができないというふうな事態になったときに緊急的にやったわけですが、それを法制度として充実させるということで、緊急公用負担というふうに海のほうでは言ってますけど、その使命を帯びるために、国の海洋環境整備船にその役割を位置づけるということです。

残念ながら、大阪湾から明石海峡までの港湾区域外が担務海域にしか、今、なっておりません。しかし、3.11と同じように東南海・南海地震という、400キロにわたるような広域の津波被害で海路や港湾区域の施設が被害を受けたときには、実は瀬戸内海という天然の水路、ここに漂着物が流れ込んだり被害が起きるということも含めて、そこの対応もしないといけないということで、我々は、これはもう職員全体で緊急確保航路の指定拡大というふうな要請をしてます。実際に内閣官房のほうにも法制度のことで手続とか調査とかも依頼にこたえてやってますが、来年の通常国会が山場と聞いておりますので、二つ目の要請、非常災害時に国民の生活を守るために、緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持、早期復旧の国の防災体制ということで、とりわけ我々が求めているのは緊急確保航路を瀬戸内海の航路にも指定拡大し、そこに、もちろん国の役割というのはありますが、船舶を持たれてる企業さんとの災害協定も含めて、そういう臨機応変の対応の中で航路警戒活動を確実にやり遂げたいと、そのための体制を何とぞお願いしたいと思ってます。

そもそも、行政の中での手続ですから、自治体の議会の皆さんにお願いするというのは どうかという話も内部ではあったんですが、とりわけ、我々の仕事を御理解いただくこと と、地元の方からの必要性を訴えるという、こういう請願などの動きをつくっていただく ことが、我々が求めている緊急確保航路の拡大にとって大変大きな後押しになるというこ とで、今まで3月議会を初め、兵庫県下では6議会の請願を採択いただきました。意見書 を政府、関係省庁に送っていただいております。

そして、同時に四国や中国、九州でも同じような要請活動をしてますので、我々、長くこういう運動要請をするつもりもなくて、とにもかくにも早い体制をしていくというふうなことで、職場を挙げていろいろなお願いをしておるところなので、ぜひとも南あわじ市議会におかれても、我々の要請を受けとめていただいて、議論いただけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

○原口育大委員長 参考人の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 請願ということで、いろいろ資料をいただいております。この「I

wish」という資料があるわけですが、これを見ますと、適用範囲ということで、一番裏ですか、この瀬戸内海の中でも、大阪湾、瀬戸内海とあるわけですが、このエリアとエリア外ということで、我々南あわじ市は、このエリア外というようなことになっているように思うんですね。今回の請願は、このエリア外区域を拡大をして充実をするというようなことをやはり念頭に置いて出されているものというふうに理解しておるわけですけれども、そのあたりの考え方をお聞かせいただけますか。

- 〇原口育大委員長 平田参考人。
- ○平田参考人 もう一つの資料もお配りを、かかわる資料というか。パンフレットだけでございますかね、済みません。実は緊急確保航路というのは、これは日常作業のごみ・油回収の担務海域ということなので、神戸港湾事務所はたまたま播磨灘と大阪湾の北の上の範囲ですけども、最初にも御説明したとおり、小松島の「みずき」が播磨灘の下の範囲、紀伊水道を担務してますし、和歌山紀伊水道から下の部分は「海和歌丸」という同じ機能を持った船が担務しております。それとともに、昨年6月に港湾法が改正されて、ことしの1月に緊急確保航路ということで、大阪湾の航路の区域、明石海峡の航路の区域が緊急時のごみ回収ということで指定をされております。そこからははっきり言って、播磨灘やほかの基幹航路は指定されてないということですから、日常の担務海域と緊急時の海域というのは少し違うんですけども、いずれにしても緊急時の担務も含めて、機能拡充は必要だと思っております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 このエリアを広げて、対応範囲を広げていく、充実を図るというようなことだったと思います。もう1点ですが、この海上浮遊ごみというのは、常に私たちも播磨灘といいますか、特に私どもの場合は慶野松原、あるいは津井、こういったところ、特に慶野松原などはボランティアで海岸清掃をしたり、あるいは市の行政としての海岸清掃、これを出したりと、非常に負担がふえる。しかし、幾らやっても、また次から次へとごみが来るというようなことで、そうした日常的な海上の浮遊ごみについての対応をもっと強めていただきたいと、この意見書の中でもそういう部分を反映をできればなというふうに思っておるわけですが、この海上浮遊ごみの対応についてのお考えをお聞かせいただけますか。
- ○原口育大委員長 平田参考人。

- ○平田参考人 御質問の件についてお答えいたします。我々、本日は実は、海洋環境整 備に担当している船長や機関長にも声をかけて、できれば来て説明もしてもらいたかった んですが、担務海域が非常に広くて、このパンフレットにもありますけど、潮目というと ころにごみは、例えば、冬場であれば河口から流れている塩分濃度の違うところとか、夏 場であれば太平洋からの海流である潮の濃さによる潮目にごみが集まるということと、海 上短波レーダーというので、効率的にごみの発生を予測する、この気候、この風向き、こ ういう状態だったら、日々、担務海域は変えてるんですけれども、きょうはここに行った ら必ずごみがあるというようなことも含めて動いてますけども、何分にも双胴船で時速2 0 ノット以下ぐらい、ごみ回収のときには二、三ノットでしか動けないということで、た くさんのごみを本人いわく、取り残して帰港するようなこともあるというようなことも言 われてますので、新しく船をつくってくださいとかそういうことではないんですけど、効 率的に動いて、なるべく大阪湾や瀬戸内海の閉鎖性海域、太平洋に出てしまったら国を越 えていくんですけど、閉鎖性海域のごみというのは、そこに漂うか、漂着するか、海底に 沈むか、そのいずれかしかないということで、浮いてる間の回収は非常に効率的だという ことで、我々もボランティアで海上に漂着したごみとかを取ったりとか、そういう仕事も 休みの日にやったりとか、協力もしたりしてますけども、いかにこのごみが皆さん、自治 体の人たちとか漁業を営む人たちに負担をかけてるかと思いながら、無駄なく効率的に取 ることを、日々考えて、いろんな新しい知見も入れながら、頑張っていこうと思っており ます。
- 〇原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ぜひ、そういう点での対策を強めるということで、省庁挙げて、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。
 終わります。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 熊田委員。
- ○熊田 司委員 暫時休憩をお願いできますか。
- ○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時19分)

(再開 午前10時20分)

- ○原口育大委員長 再開します。谷口委員。
- ○谷口博文委員 海面の浮遊ごみの回収に、近海で10隻で、外洋で3隻とおっしゃっとってんけんど、この瀬戸内海の、我々の播磨灘近海は、小松島の船舶が大体どれぐらいの頻度で海面の浮遊ごみの回収をやっていただいておるわけですか。
- ○原口育大委員長 平田参考人。
- ○平田参考人 1隻で稼働日数は230日ぐらい、土日の休みと祭日の休み以外は、ドックに1カ月ぐらい入るのを除いたら、ほぼ、波が高いとかいうことが余りないので、稼働しております。それと、瀬戸内海も、このパンフレットは神戸港湾事務所ですけども、播磨灘から行けば、岡山あたりから高松と広島にそれぞれ同じ形態の船があって、担務をしてます。そういうことなので、瀬戸内海でいうと、愛媛まで入れると5隻で、大阪湾で2隻、紀伊水道に1隻ぐらいの担務でやってます。

それと、外洋については、これは外洋のごみを平時回収するんじゃなくて、埋没する、 関門海峡とか名古屋港、伊勢湾の水路とか、あと、信濃川の河口域の、新潟のドラグしゅ んせつ船ということで、船の底に掃除機みたいな口をつけたもので航行しながら、浅くな らないようなしゅんせつをしているという船の活動なので、ごみは集めておりません。

災害が起きたときは、ごみ回収じゃなくて、油専用の機械がありまして、ナホトカのときにも3船が集まって回収したんですけれども、シルトプロテクターというか、油のプロテクターを浮かべて、油が流れてくる向きに油専用の回収の機械を沈めて、巨大な掃除機みたいなものですけど、海水を吸い込みながら海水と油分に分けるというふうな機械を専用に持ってまして、ドラグ船のタンクの中にも一部、油をたっぷりためられる、分離して油をためられる機械があって、油を回収するというのがありますので、平時の使い方は、閉鎖性海域の海洋環境整備船と外洋のドラグしゅんせつ兼油回収船は少し役割が違いますけど、そういう形で外海や内海の日常的な仕事をしております。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 要は、船舶事故等々で油の漏えい事故等で、海面の汚染のときには、 こういう船舶が出て回収に当たっとると。ほんで、私も当然、先ほど、蛭子委員が言うと ったように、ほんまに冬場来たら、海岸ぞいにごみが、漂着物が非常に多いんですわね。

こういう事業をもっとほんまに、瀬戸内海というか、やっぱり日本は海に囲まれた島なので、海面の清掃というか、美しい海を取り戻すためには、平田参考人の言いよることには全面的に理解して、賛成させていただきますので、頑張って、清掃等、より一層やってください。船が足らなんだら、船をもっと造船せえいうて、そういうような要望もしますので。

- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 長船委員。
- ○長船吉博委員 きょうの新聞に、世界で海の中に、底に沈んでる廃プラとか、そういうなんが数十万トンやというようなことを言われて、今、その海洋環境汚染に非常に問題になっておるというふうなことを書いてあったと思うんですけども。本当にこの海というのは、私たちは島国であって、小さいときから、特に僕は福良やから、魚で育ってきたようなものなので、やっぱり海洋環境というのは改善していかな、とるばかりじゃなしに、なかなか育たないというふうな問題があるので、非常にこういう点においては、もっと国が力を入れていっていただきたいなという思いがあるんですけども。

この緊急物資輸送、港湾機能を維持、早期復旧というのは、阪神・淡路大震災のときには、もうほとんどが、日本のバースは埋め立てなんやな。そしたら、地震で壊滅状況、すごい壊滅状況になるので、そこらのときにバースが使えない、物資が運べないというようなことがあるので、そこらももっと国のほうも考えた中で、そういう海洋施設の充実なり強化を図らないかんのではいかんかという思いがするんですけども、いかがでしょうか。

- ○原口育大委員長 平田参考人。
- ○平田参考人 御質問にお答えしたいと思います。海底に沈んだごみのお話ですけども、 実は、ごみの回収量というのは全体的には、30年ぐらい前から我々、仕事してますけど も、不法投棄とかが少なくなって減ってはいるんですけど、一つ言われるのは、豪雨災害 とか大規模な地震、津波みたいな、一度に出たごみというものの回収量が非常に最近は多 いと。広島でもことしありましたし、3年前には紀伊半島でもありましたし、1カ月かか ってもごみが回収し切れないということなので、我々の回収の仕方も、昔の仕方とは変わ ってると思ってます。

それと、大阪湾、播磨灘はきれいになってますけど、実は、海底に過去に流れついたご みが沈んでいるというのも、実はたくさんあって、漁協の方からも言われて、我々も、実 は海底に沈下したごみを回収できないかということで、20年ほど前に1回、調査費をつ けてやったんですけど、なかなかうまくいかなくて諦めたりもしてるんですが、本当にき れいにしようと思うんであれば、海の中から、それは必要だと思います。ただ、悲しいかな、そういう事業制度も含めて、ないので、今はできてないと。

それと、閉鎖性海域の中でも港湾区域については、港湾管理されてる方がごみ回収とかいろんな環境管理をやられてるんですけど、やはり直営船を持つまでの事業規模を持たれてなくて、ごみ回収とかもなかなかできないというようなお話も聞いてますので、総合的に国が、いろんな形で閉鎖性海域の環境を守るための仕組みも含めて、我々ももっと勉強し、努力し、できるものなら制度拡大をしていきたいなと思ってます。

あと、耐震バース等についても御質問がありましたけど、やはり巨大地震が起きたときに、全ての港湾施設がもつようにということは予算的にはなかなかできないので、港湾計画の中に、緊急物資輸送の指定をして、その地域にどれだけの緊急物資が、コンテナとか生活物資を含めて必要かというのを含めて、耐震バースの計画をつくって、それを計画的に整備していくということをしています。

最近、特徴的なのはもう一つ、アクセスを含めた、いわゆるバースが生き残ってても、荷さばき地が水浸しであったり、臨港道路が通れなかったら、結局、求めてるところまで物資が送れないということで、これは国土交通省になったメリットでもありますが、陸の旧建設省が管理されてる道路や高速道路とどういうふうにつないでいくのかと、どういうふうに物資を拠点に送るのかというふうなことも含めてやってますし、2年前からは、大阪の堺浜に広域的防災拠点というのをつくりまして、救援物資、自衛隊、政府の対策本部の一番の出先になって、各府県が持たれている広域防災拠点に加えて、海から空から救援物資、そして、被害を受けた方を搬送するというような拠点も含めてやってますので、防災にここまで、これまでというようなものはないと思いますので、予算とか体制とかありますけども、できる限り我々も知恵を出して、地域の人、国民の人の財産、そして命を守るというのが国の使命だと思ってますので、職員がそれぞれ意見を出し合いながら、内部でもそうですし、こういうような機会も含めて、皆さんとも議論しながら、よりよいものを探し出していきたいなと思っております。

以上です。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 参考人も御存じやと思うんですけども、この地域は南海地震の津波が、 大変大きな津波が来るというふうに言われておりますので、特にそういう防災に対して、 また災害復旧、物資輸送、そういう部分において非常に危機感を持っておりますので、ぜ ひともそういう部分も協力していっていただきたいし、私たちも協力していくつもりでお りますので、今後ともよろしくお願いして、終わっておきます。 ○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 今、請願の紹介議員について、議会会議規則を調べていただいております。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時28分)

(再開 午前10時29分)

○原口育大委員長 再開します。 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。 暫時休憩します。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時32分)

○原口育大委員長 再開します。 これより、委員間討議を行いますが、委員間討議ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ないようですので、討議を終結します。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がございませんので、採決を行います。

請願第6号、海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書採択に関する請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、請願第6号は採択することに決定しました。

ただいま採択すると決定しました請願第6号について、当委員会で意見書の発委を行う ことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、発委をすることといたします。

意見書案並びに提出先については、後刻検討をいたします。

次に、議案の審査に当たり、提案理由の説明ついてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと 思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○原口育大委員長 異議がありませんので、提案理由の説明は省略いたします。
 - ⑨ 議案第73号 平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)
- ○原口育大委員長 それでは、議案第73号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予 算(第5号)について議題とします。

これより、議案についての質疑を行います。

質疑は分割して行います。

まず、歳入について質疑を行います。ページは16ページまでといたします。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 12ページの歳入、補正4,000万、これも本会議場でたしか質疑があったように思うんですが、これは4,000万円を法人税として景気の反映をするということで増額をするというような、まことに好ましいことだろうと思うんですね。こう

いう、いろんな業種によってばらつきがあるのか、全般的にこうなっておるのか、そのあ たりの説明をいただけますか。

- 〇原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) この10月調定で、法人市民税が確定したというようなことで、補正させていただきます。まず、業績の向上に当たる業種としては、製造業、建設業、小売業等の業績向上が見られます。また、大幅に向上した法人としては6社ありますけれども、それも建設業、製造業、不動産物品賃貸業、あと、その他サービス業の6社が顕著に業績を伸ばしております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 いろいろ業種があると思うんですが、曇っておったり雨が降っておったりするような業種はあるんですか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) まず、下がっているというか、業績がよくなかったという業種につきましては、まず宿泊業・飲食サービス業、それと、農業・林業の法人、主に その二つでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 宿泊業、飲食業というのは観光業的な側面が強いかなと思うんですね。 製造業あるいは建設業、こういったものは順調に伸ばしておると。市のほうとしても結構、 庁舎建設も含めて、そういう投資的な経費も若干ふえておるのかなという印象もあります。 製造業といっても、例えば瓦などは回復をしていないように思うんですが、製造業とい うてもいろいろあるかと思うんですけども、もう少し詳しい業種というのはわかりますか。
- 〇原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 主に鉄鋼関係、それとあと、娯楽機器関係、具体的には 申し上げられませんので、そういうようなことで御理解をお願いします。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 その点は理解いたしますけれども。要は、製造業の中でも分かれてると。鉄鋼業というのは、やはり建築、住宅なども少し進んでるとしても、瓦には反映してないのかなとか、いろいろ思うところもあるわけですが、この観光業、宿泊業、飲食業、農林業、水産業、こういったところは芳しくないということなんですけれども、ここはいわゆるアベノミクスと言われている部分が及んでいないところなのかなというような印象もあるんですけども、そのあたりどのように見ておられますか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) まず、宿泊関係に関しましては、これは平成25年度の 法人所得ということで考えましたら、まず、4月に淡路震災がございましたので、その4 月からある程度、夏の行楽シーズンにかけてまで、ある程度の影響があったのでないかと 思われます。

あと、農業関係、林業関係ということですけれども、漁業関係も含まれておりまして、 そちらのほうの確定額が落ちたということもございます。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 そのあたりに、業種間の開きもあるというふうに理解いたします。今年度、まだちょっとわからないのかもわからないんだけれども、入り込みなどを見ておると、観光業は若干よくなっておるのかなという印象があるんですね。ただ、米の動きを見ておりますと、非常に農家の収入というのは厳しいものがさらに出てくるのかなと、こんな見通しをしとるんですね。これは農家、農業の法人ということではなくて、農業、漁業というのは個人的な、法人といかない個人の住民税、所得税というような部分になってくるかと思うんですけれども、こうした個人の収入の状況、あるいは給与所得者の状況、こういったものはつかんでおられますか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) これは、確定申告によるものというようなことで予算を立てております。ただ、今、中間的なところでは、そういう情報というのはなかなかつかみにくいところがございます。ただ、一つ言えるのは、この4月から夏場、9月あたりまで円安と原油高ということが、著しい動きがありました。今は随分落ちついておるという

状況でございますけども、やはり製造に係るそういう経費がかかっておったのではないか なと思います。あと、個人的なものにつきましては、まだ把握しておりません。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 今後の行政を進めていく、予算を編成していく上で、そうしたまだら 模様といいますか、厳しい業種、順調に行っている業種、そういったことの分析を踏まえ た予算策定、今後の、こういうこともぜひやっていただきたいと。その基礎収入として、 市民税の状況、あるいは法人税の状況、そういうのをやはり正確に、かつ迅速につかんで いただいて、市政の来年度予算編成に参考資料となるように、尽力いただきたいというよ うに思います。よろしいでしょうか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 分析のほうは、より深くさせていただいたらと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 15ページの淡路花博15周年記念事業補助金やけども、この補助金というのはいただいとるのやけんど、これ、出というたら、ある程度、使用の制限というのはあっとんのけ。それとも、この花みどりフェアに関し、この100万円でやれということなんけ。
- ○原口育大委員長 産業振興部長。
- ○産業振興部長(興津良祐) 花みどりフェアにつきましては、動物のふれあい施設、また、それの設計費用に3,200万、それとイベント費用に100万計上しております。あと、花みどりフェアの費用といたしまして、総額で3,500万、そういうのは聞いております。それで、残り200万については残りの期間中、3月21日から5月31日、それまでの間の200万については、新年度のほうの予算になってきます。
- ○原口育大委員長 ほかに。 北村委員。

- ○北村利夫委員 8ページ、地方債の補正なんですけども、利率5%以内ということなんですが、利率見直し方式で借りれる公的資金ってあるわけですけども、この見直しできる公的資金というのはこの事業債の中に入ってるんですか。
- ○原口育大委員長 財政課長。
- ○財政課長(和田幸三) 公的資金で見直しをしているというのは、臨時財政特例債の 部分について、政府資金を借りた場合に見直し条項の適用があると聞いております。
- ○原口育大委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 要綱はあるという、実際にはそういうことは可能ですか。
- 〇原口育大委員長 財政課長。
- ○財政課長(和田幸三) 金利自体の、上がるか下がるかということの問題がありまして、低利で借りておりまして、上がったようなケースの場合、向こうから求められると思いますけども、積極的にそういうものを適用していく予定は、今のところないです。ほとんど固定のほうで借らせていただいております。
- ○原口育大委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 これはもう、決まり文句で書いてあるという理解でいいんですか。
- ○原口育大委員長 財政課長。
- ○財政課長(和田幸三) おっしゃられるように、特定の部分について見直し方式を採用してくれというようなことで、条件のついている借入先は政府資金の中にございますけども、縁故資金につきましては、ほとんど定率でやらせていただいております。実際の運用上は、全部の利率の欄につきましては、こういう形で表記させていただいておりますけども、適用自体はごくわずかでございます。
- ○原口育大委員長 北村委員。
- 〇北村利夫委員 ということは、償還の方法もやっぱりそういうことですか。

- ○原口育大委員長 財政課長。
- ○財政課長(和田幸三) 償還方法につきましても、見直し方式等、または繰上償還等で行うことも可能やということの条件を付させていただいております。繰上償還については、財政的な状況を鑑みてさせていただくことを前提に、こういう表記にさせていただいております。
- ○原口育大委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 そしたらこの、いわゆる今回、変更になった中で、将来的に繰上償還 しようというような財源はあるんですか、項目は。
- ○原口育大委員長 財政課長。
- ○財政課長(和田幸三) 繰上償還に際しましては、繰上償還ができるような状況になりましたときには、できるだけ高利のもの、また、期間の長いもの等を優先的に行う予定です。過去に借りたもので、金利の高いものから順番にということで、当面、借り入れを今回予定している部分については、金利の状況を鑑みますと、ほかに繰上償還するようなものがございますので、当面、ないと考えております。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 能田委員。
- ○熊田 司委員 先ほど、谷口委員の関連した質問になりますが、15ページ、淡路花博15周年記念事業補助金が、ここで100万ですが、全体として3,500万円、県のほうから入るとなってますが、これは淡路市、洲本市も同じような金額で入ってきてるんですか。そういうような、地域別のそういうのはないんですか。そこら辺はわかりませんか。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 洲本市と南あわじ市は同額です。淡路市については、県 のほうが関与してますので、その額については別途という形です。

- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 この15ページのケーブルテレビの会計、繰入金ですね。ケーブルテレビ事業から入れとると、補正で2,600万、当初が4,600万と、かなり大きい金額の補正になっておるわけですが、この説明をいただけますか。
- ○原口育大委員長 財務部長。
- ○財務部長(神代充広) これも、ケーブル特会のほうの補正予算と絡みがあるんですけども、主には、大きいのは、前年度の繰越金であったと思います。今回の補正予算でも歳出の補正もありましたので、それで余ったといいますか、差し引きしてその生じた剰余金を一般会計のほうに繰り出しておるということでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 このケーブルテレビのほうで、もう少し詳しく聞けますか。今、余ったとかいうても、その内容がわからんのです。あるから入れるのはわかるねんで。あるから入れるのはわかる。
- ○原口育大委員長 総務部長。
- ○総務部長(細川貴弘) この繰入金といいますか、ケーブルテレビからすれば繰出金になるんですけれども、先ほど財務部長が申し上げましたように、前年度からの繰越金、決算が終わりまして、それが確定することによりまして、それとまた年度もかなり後半でございまして、収支の見込みも立ってきた中で、剰余金的なものが生じてきたわけでございます。これ、普通であれば基金に積み立てたりもするんですけれども、ケーブルテレビにつきましては、幾ら損益的なものが、剰余金が出ましても、これを、ケーブルテレビを整備する際には莫大な投資も行っておるわけでございまして、その起債の償還には到底、ケーブルテレビの収益だけではいけないということなので、この分につきましては、それに幾ばくかですけども、関係するのかなというように考えております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ケーブルテレビの補正、特会のほうでもう少しまた質疑を続けるとい

うことで、この点については終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。歳入についてございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 歳入についての質疑がございませんので、次に歳出に移ります。ページは17ページから45ページまでです。

暫時休憩します。

再開は11時といたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

- ○原口育大委員長 再開します。 それでは、歳出について質疑ございませんか。 谷口委員。
- ○谷口博文委員 この24ページの小児救急診療業務負担金についてお尋ねすんのやけんど、これ、私も県病ができて、新たに医療の充実というか、小児科医が、専門職を置いたら、これはまた3市でこういうふうな、これ、年間3,600万が、1日10万ぐらいの、3市で支出しとると思うのやけんど。これは、今回の81万というのはどういうことですか。
- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) 今も3市で負担はしてるんですが、今は小児夜間救急ということで、1日当たりにしますと単価、これは消費税は入ってませんけど、13万5,000円で、その内訳としまして、医師に対して10万円、それから、トリアージナースという、指導するような看護師さんですが、その分が2万円、それと、島外のほうからお医者さんに来ていただいて、大半は来ていただいております。その交通費分1万5,000円、合わせて13万5,000円ということで要っておったんですが、その実質の交通費が1万5,000円では不足するというようなことになりまして、実績からいいますと2万1,000円必要やというようなことになりまして、その1日当たりが13万5,00

0円から14万1,000円に上げさせていただきたいということで、81万1,000円 計上させていただいたということでございます。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 私の認識では、島外で開業しとる小児科を診察できるようなドクターに対してやっとるというような認識を持っておるわけですわな。それで、輪番で毎日、年間365日、そういうふうな夜間の小児救急医療に対してやっとると。これがふえるというのは、島外からの通勤、これは私にとってはおかしな話やなと。開業医の先生はそこで居を構えてやっとるのに。島外から来よる人がそんだけいてるというような認識は持ってないんですわね。

例えば、南あわじ市内においても小児科医の輪番で持っとるのやけんど、こんな旅費というか、この辺の支出を増額してくださいというようなのはいかがなものかなと思うのやけんど、再度この辺、これ、どういうことですか。

- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) もともとは島内の小児科の先生、10カ所とか11カ 所ぐらいは順番にずっと輪番制みたいな形で回っていくというようなことをやっておった んですが、現実としましては、その先生方にお願いするのにかなり負担がかかるというような、次の日の診療のこともございますので、負担がかかるというようなこともございまして、それで、今もそれも残ってるんですが、それ以外に、こども病院の先生であるとか そういったところが今、洲本の応急診療所がありますけれども、そこへ来ていただいてやっていただいているというのが現状でございます。そういったことで、遠いところから来られますので、その分の交通費がかかるというようなことでございます。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 今、こども病院の先生が来てくれるのは結構な話やけんど、これは毎日、洲本の救急診療所に来よるわけと違うでしょう。市内においたって、例えば西口とかそういうところが受け入れしていただいてますわね。その人らにも、この旅費というのは支出しとるんですか。今、部長の説明だったら、ドクターが10万円で看護師さんが2万円で、1万5,000円が今まで通勤手当と言うたんけ、それを2万何がしにした金が、今回の81万1,000円やいうような話やけんど。これだけのお金が要るんやったら、島内の開業医にも同等の金額を支出したらないかんと思うのやけんど、その辺は今、どな

いなっとるんですか。

- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) もちろん島内のお医者さんにも、もちろんお金は出ているわけですが、その先生方は自分の病院というか診療所でやられてるので、旅費自体はかからないということなんですが、神戸とかそちらのほうから来られる方については旅費分がかかるということで、その分が実際の、もともと予算として計上しておった分よりも実績のほうが高くなったというようなことで、その分について上げさせていただくということでございます。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 それは結構な話やけんど、県病もできとるさかい、小児科医も県病の ほうへ、そういうふうなことでというのはまだまだ先の話ですか。
- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) その辺はなかなか難しいところです。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 熊田委員。
- ○熊田 司委員 30ページ、橋梁長寿命化点検委託料とあるんですが、これは、橋何 脚分、全部の点検の費用ですか。
- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) この事業につきましては、国の緊急対策事業に伴います 道路ストック点検に伴うものでございます。市内の私どもが管理しております橋梁ですけ ども、全部で721基ございます。今回の対象としておりますのは、その橋のうち、橋の 老朽化等によりコンクリート片等が落ちた場合とかに通行する方々に支障を及ぼすであろうという橋梁を対象としてございます。そういうことで、721基のうちの488基について橋梁点検を行うものでございます。

- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 そうしますと、残りの分についてはどのような対応をされるんですか。
- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) 残りの分というよりも、今回の橋梁点検の対象が、先ほども言いましたように、例えば、橋の下に道路もしくは通路等があって、そこを通行する方々に支障のある橋梁のみが今回、対象となってございます。そういったことですので、例えば、ただ単に河川の上にかかっておるような橋、当然、通行する人もいないというような型の橋についての対象にはなっておりませんので、また全体的な橋梁点検というような格好になりますと、また国のほうからそういったメニューの中で内示等がついてくると思います。
- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 そういう点検ができる業者というのは、何か資格みたいなのがあるんですか。
- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) ちょっとお待ちください。 済みません、ちょっと休憩願えますか。
- ○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時09分)

(再開 午前11時10分)

- ○原口育大委員長 再開します。 質疑ございませんか、それ以外で。 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 18ページの総務費の交通対策費、これ、交通安全施設設置工事費5

0万、防犯灯設置工事費50万となってますね。この中身の説明をいただけますか。

- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 交通対策費の50万円、50万円、総額100万円の増額につきましては、カーブミラーの設置と防犯灯の設置に係る経費を増額するものでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 防犯灯は何基ぐらいふやすんですか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 前年度の実績が、防犯灯は98基でありますけれども、このたびはそれに加えて、専用柱の設置する箇所が3カ所に比較して8カ所増設いたします。また、設置の箇所につきましては14カ所。ですから、もともと100カ所の予定であったのが、現在のところ114カ所というところで計画を変更しております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 14カ所、この防犯灯については維持費というのはどうなるんですか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 済みません、ちょっと聞こえなかったものですから。
- ○蛭子智彦委員 防犯灯の設置をするのはいいですけれども、維持費が要りますよね、 電気代。どないなりますか。
- 〇原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) まず、市の管理の部分と地元管理のものがございます。 それで、その上に需用費、光熱水費 4 0 万円の増額がありますけれども、やはりそれを設 置していきますと、市の管理でいいますと、電気代の維持費がかかってまいります。そし

て、地元の設置基数がふえますと、補助金という形で市のほうに負担がかかっております。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 この14カ所ふやすのは、市の管理の分ですか、自治会の管理の分で すか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 設置規定がございますので、おおむね半分半分ぐらいの割合で、最近は推移しております。ですから、100カ所の見込みのところであれば、まず市の管理50、地元管理50というような計画で進めております。14基につきましては、やはり要望がございます。そして、地元と立ち会いします。やはり、その規定にそぐわなければ地元管理、また、それを市が設置できるような場所に移していただければ市の管理というようなことで、調整はしております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 これは説明があったかと思うんですが、市の管理と地元の管理ということで分けるわけですけども、地元が言って市の管理に合わないというのは、どういうことでそうなるんですか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) やはり、地元が設置してくれというような場所で同意が得られない場合もありますので、それはやはりつけにくいということになるんですけれど、市の管理というような規定で主なのは、おおむね100メートルというような距離を離さなければならない、これは光源が届かないとかいうような理由で、ある程度現場ではそういう吟味をしておりますけれども、どうしても電柱2本に1本というような形、あるいはまた、地元でどうしても必要な場所だけれども市の規定に合わないというところは地元管理で、工事は市で持っております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 そのどうしても合わないというか、100メートルおきというような

ことなんだけれども、見通しが悪い、住宅や木がある、暗い、そういう実情ということこそが優先されるのであって、100メートルを機械的なものとして適用を決めておくというのは、それでいいんですか。

- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) きっちりはかって100メートルというような定めではなく、やはり、次の明かりが見えるかどうか、あるいはまたそこが路地になっておって、 光源が届かないというようなところにつきましては、それぞれ現場で検討しております。 どうしてもというようなことになりましたら、やはり地元に管理を委ねておるところでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 いや、暗いからどうしても必要なんでしょう、暗いから。明るいところにつけてくれなんて言わないですよ。この防犯灯の目的というのは何なんですか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) まず、主な目的としては、通学路であるということが前 提になっております。このたびも設置を要望されたところで、通学路からほど遠いという ことで、地元管理にしていただいたところもございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、防犯灯というのは犯罪を防ぐというように書いてありますわな、これ、犯罪を。犯罪でしょう。それは、子供たちの命を守るというのは当然必要だ。しかし、それ以外だったって、犯罪、事故があったときに、例えば目撃者がおるとかおれへんとか、暗くて見えなかったとかいうことがないようにするのが防犯灯の目的ではないのですか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) そのとおりでございますけれども、暗いところに全て設置するというわけにはいきませんので、やはりそこの状況を見ながら判断させていただい

ております。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 それは、暗くても人通りがなかったら別に構わんですよ、人通りがなかったらね、要りませんよ。人通りがあって、事故や犯罪のおそれがあって、そこに不安感を持っている子供たちがもしおったら、それこそが必要性ではないのですか。
- 〇原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) そういった必要性ということで要望を賜っておりまして、 その数が年間おおむね100基ございますので、その辺は地元の要望と私たちの現場の立 ち会いによる判断にさせていただいております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、その現場の立ち会いで、実際に必要だということになっても、 地元で管理をしてくださいということになった場合、地元の負担が大きいですよね。大き いと思うんですよ。そういう声はないですか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 確かに、地元で電気代を持たなければいけないという負担はございます。その負担の幾らかを市のほうがみましょうというようなところで補助金を出しております。また、電気代等につきましては、今、高騰の過程がございますので、また、そういう見直しも検討していきたいと考えております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 今、聞くところによると、大体、実費の3分の1ぐらいを市が出して くれていると。3分の2を地元が持ってるというようになっているように聞いておるんで すが、それ、間違いないですか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。

- ○市民生活部長(高木勝啓) 合併当初はおおむね半分ぐらいの割合だったんですけれ ど、やはり最近、電気料金の中で、燃料費に伴う負担金というのが料金の請求書にあろう と思いますけれども、その分については、確かに電気代が値上がりしておりますので、今 の現状としては、3分の2が地元、おおむね3分の1が市の補助金ということになってお りますので、これもまた検討を加えたいと思うんですけれども。
- 〇原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 検討を加えたいというふうに言ってもらったので、それを言いたかったんですけどね、先を越されて。高木部長は、先を越して答弁するのが得意なので、そういう方向でぜひお願いしたい。

というのも、例えば、地元が負担していくと、人通りの少ない、人口の少ないところで欲しいというようになった場合に、1戸当たりの負担額というのが非常に重くなるんですよね。それとか、集落の外れであって、しかし、隣の集落との境目とかいった場合、そんなところ、うちの子供たちは通らないのに、よその人たちのために、よその子のために地元が負担せんなんのかと、こういう話もあるんですよ。金額が大きくなってくると、どうしてもそうなるんです。

ちなみに、私の住んどる集落では、合計で47基の防犯灯があると。これの電気代が年間で大体20万ぐらいかかってるというようなことだったです。これをふやしていくと、大変やと。実際的に、補助がいただけるのがその3分の1ということで、地元の負担が物すごくふえてくるというようなことで、わかるけれどもなかなか厳しいというようなことがあったんですけども。今後、市に対しても、連合、町内会からでももっと要望を出してもらって、そうした負担の軽減策をとってもらって、どんどんやってほしいというような話で方向が行ってますね。

それともう1点、電柱設置の場合については全部、機材も全部出るんだけれども、軒下とかになった場合に、つけかえをしたときとかでも、地元の負担がそれも結構要ってくると。電柱ならいいのに、軒下ならなんであかんのかというような声もあるんですよ。その点、どうですか。

- 〇原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 軒下というのがまだ幾らか残っておるんですけれど、基本的に、電柱に添架して占用するというのが、やはり管理上、そちらのほうにお願いしております。

それともう一つ、工事費の負担なんですけれども、関電柱でありましたら、これも単価

契約で、1件当たり7,000円余りというようなことで、手続もそれに含まれておりますので、非常に安価におさまります。ただ、そういったNTT柱であったり軒先となりますと、工事費単価が一定でございませんので、やはり2万円を超してきたりするようなことがございますので、その辺はできるだけ、関電柱にお願いしたいということと、あと、単独柱になりましたら、それも1本10万円相当かかりますので、市としては、電柱設置の計画を確認したり、あるいはまた、そこを少し場所を変えていただくという検討も必要でなかろうかということで、地元と協議して設置をしております。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 いずれにしても、全体的に市で防犯灯の設置というのは何灯ぐらいあるんですか。
- 〇原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) ちょっとことしの分を足してないので申しわけないんですけれど、市の管理につきましては1,729灯、地元管理につきましては2,906、これは3月末現在ですので、おおむね、それに50本、50本を足していただいて、大体そういう数字になります。合計しますと4,635基ですから、この年度末には4,750基相当になろうものと考えております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 大体、正確なことがわかったので、それで結構なんですが、いずれにしても、やっぱり地元の負担感というのが、特に自治会経費が上がってくるということになるんですよ、どうしてもね。そういう防犯灯をふやしたいと、地域住民の、自分たちの在所の人間のことをいろいろ考えたら、ふやしたいと、こうなるんだけれども、痛しかゆしと、区長になればね。そういうことはやはり、これは合併当初、半分まで負担をしとったということであれば、ぜひとも早急にそういうことを進めていただいて、やっぱり安全確保と、これ大きな、市長も言うてましたやん、危機管理、安全確保というのが来年度の行政の大きなテーマやというようなことも一般質問の答弁でもあったかに思うので、そういった面で、やはりちょっと前進をさせてほしいということを申し上げて、終わります。
- ○原口育大委員長 ほかに。 都市整備部長。

- ○都市整備部長(岩倉正典) 済みません、先ほどの件なんですけども、国土交通省の ほうの実施要領等からいきますと、これといった資格というふうなことについてはうたっ てございません。ただ、当検査に精通した技術者、すなわち実績等がある技術者によって 実施しなければならないということの明記だけがされております。
- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 となりますと、この点検のこういう業務は、地元の業者でも対応できると、こういうことでよろしいんですか。
- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) はい。そのとおりでございます。
- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 そうしますと、今回、488基について検査をすると、その後、検査 した後、これからの対応については、今度、新年度の予算の中にそういうのは含まれてく るんでしょうか。
- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) 当然、危険度等、もしくは緊急度等を勘案して対処するわけなんですけども、今回の検査におきまして、一部、そういうふうな橋梁等でふぐあいが生じた場合におきましては、例えば、コンクリートの部分の浮きが出とるというふうな場合がある場合は、ハンマーでたたき落とすとか、ボルトナットの緩みがある場合については、すぐに再度締め直しをするとか、落下可能性のある部品等については、先に撤去するというふうなことも含まれておりますので、とりあえず応急の対応についてはこのたびの検査で対応し、それで対応し切れないものにつきましては、当然、修繕、次年度において行うべきというふうに考えてございます。
- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 最後の確認ですけど、要するに、この点検委託料の中にはそういう緊

急の作業内容も含まれていると考えてよろしいですか。

- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) これはあくまで応急の分の、簡単な対応の分については 含まれておるというふうに理解してございます。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 谷口委員。
- ○谷口博文委員 関連で。前のときに部長に聞いたときには、目視点検だけやいうて言いよってんけんど、ハンマーでの打音というんか、そういうやつも今回はやられて3,700万ということで理解してよろしいですか。
- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) 前のときに建設課長のほうからも報告があったと思います。内容的には、今、委員のおっしゃいます目視点検、もしくはハンマー等でたたいた打音の検査、もしくは手で触った触診、それによってなおかつわかりにくいものにつきましては、特に必要に応じて採用することができる方法ということで、超音波の探傷試験というような格好で、いろいろな試験等に発展する可能性もあるということの中の項目となってございます。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 点検というか、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。 ちょっと次、関連で違うやつ、聞いていいか。
- ○原口育大委員長 どうぞ。
- ○谷口博文委員 35ページの慶野松原育成委託料550万について、これについてちょっと説明をお願いいたします。
- ○原口育大委員長 教育部長。

- ○教育部長(太田孝次) この件に関しては、例年、松の伐倒につきましては、4月とか5月の当初に行っていたわけなんですが、やはりできるだけ早い段階で伐倒するというような景観の関係もございますので、そうしたことから、このたび200本前後の松が既に枯れております。そうしたことを1月とか、そうした早い段階で伐倒したいなということで、補正予算の計上をしているところでございます。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 慶野松原を見てもろうたら、県道から、もう海岸が見えるぐらい、ほんまに非常に、松くいで侵食というか、おかされたような状況にあって、ぜひともこういうような景勝地を存続する上において、もっとしっかりとした防虫であったり、松くいの空中散布というんか、それとか、速やかに的確に早いことやっていただいて、どないぞああいう国立公園の松林をしっかりと保全していただきたいのよ。そやから、この辺また、部長、もっと頑張ってくださいよ。ほんまにもう、今、海岸、県道からほんまもう、海が見えるようになっとるぞ、あれ。

それと、民間の土地のところの松くいよの。ああいうところを行政としてもっと指導していただいて、地権者、所有者に対してその辺の対応をお願いしていただきたいと思うんですけど、いかがですか。あれ、神戸新聞け。

- ○原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) 教育委員会としては、文化庁の所管の慶野松原の今、慶野松原荘から五色側手の浜の海岸の松を所管をしております。それ以外の分については、農林振興課であったり、それぞれの所管のところでやっておりますし、民間につきましては、民間がやるものというふうに思いますが、所管、所管でそういった振り分けみたいになっておりますが、やはり国立公園内ということで、景観とかそうしたことを考えますと、速やかに伐倒していくと、景観を残していくと、松を残していくという対策は必要だなというふうな感じは持っております。
- ○原口育大委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(神田拓治) 教育部長が言いましたように、慶野松原から西側については農業サイドのほうで管理をしておると。敷地について、うちサイドの官公庁の用地については、あそこについては松くい防除並びに伐倒駆除を実施しておりますけども、一番難点が、委員さんが言われるように、個人の私有地の松くいなんです。結構、目立ってお

ります。うちとしても、この所有者に連絡をとって、伐倒してくださいということを強く 指導している状況でございます。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 憲法で、個人の財産はおかされへんというか、個人財産というのはそれなりに担保されとるのやけんど、ああいう松くいで、あれ、朽ち果てたような、あれはやっぱり財産になるのけ。松くいで、そういうふうなやつでも、あれはやっぱり財産というか。行政のほうで執行というんか、代執行いうんか、その辺でもやってでも。そりゃ、相手方にそない負担していただいてやっていただくのが一番ええと思うんやけんど。その辺しっかりと、もし、相手方がようせんのやったら、やったっていただきたいという思いがあるのやけんど。その辺、どうですか。
- ○原口育大委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(神田拓治) 委員さん言われるように、何遍も交渉して、向こうのほうも納得していただきましたので、後々、やっていただけるものというふうに理解しております。
- 〇原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 3 1ページ、港湾管理費。この港湾管理費、市は年間何ぼ負担してお るんですか。
- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) この補正につきましては、県の単独港湾事業の負担金ということで上げてございます。実際には、今回、福良港のこういう県単の港湾海洋事業ということで、今年度、1,540万円ということでございます。その100分の15が私どものほうの負担金ということで、年間の負担金といたしまして、2,310万円。これが、今回の69万円につきましては、前回の当初予算との差額の分の補正ということにしてございます。
- ○原口育大委員長 長船委員。

- ○長船吉博委員 これ、福良港のどこを改修したんですか。
- 〇原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) 今回の改修につきましては、福良港の防波堤、沖に突き 出てTの字になっておる防波堤の分の波除堤、すなわち、波よけをするために、真っすぐ のTの字になった防波堤の両サイドに小さな防波堤をつけることによって、外港から来る 波を抑える工事をやってございます。延長といたしまして、波よけ堤、15メートルを2 カ所、合計30メートルの工事に係る地元負担というような格好になってございます。
- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 市にも担当職員がおるみたいやけども、この港湾管理、非常に、こん な言うたら失礼やけども、どんなふうな港湾管理、点検等を、見回り、やっておるんでしょうか。
- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) あくまで港湾につきましては県の管轄となってございます。そういった中で、私どもからすれば、地元のほうからのいろいろな苦情、もしくは要望等がある場合に、県のほうに伝達してお願いするというような立場でございますので、それを聞いた中で、県のほう、動いておるんですけど、それ以外にも常日ごろの港湾への監視というんですか、パトロール等はやっておるものと思っております。
- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 この前も、県の港湾についてちょっと出席しとったんやけども、非常に長年、港湾施設、特に浅くなってきとるんよの。長年、しゅんせつしとらへんから、かなり大きな船をつけるのに難しくなってきておるわけですよ。船も、新しかったら船底がしっかりしとるのやけども、古くなってきたら、船底が穴があくおそれがあるんで、船も非常に嫌がるんですよね。ですから、そこらのしゅんせつ等も、地元の企業、地元の人たちの声も聞いて、やっていただきたい。

それと、非常に港湾関係で、港湾の周り、雑草が生えっ放し、特に西淡港湾なんか、割かしごみもたくさんあるし、そこら、もう少し管理を重視していただきたいなというふうな思いがあります。特に、福良も船をとめるロープを入れる、ピットというんですよね、

ロープをかける、そのピットもないところもあるし。それと、船を接岸するときに防舷材、 ラバー、防舷ラバー、そういうようなのがとれてるところも一部ありますしね。そこら、 もう少し港湾管理を充実していただきたいなという思いがあるんですけども、いかがでしょうか。

- ○原口育大委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(岩倉正典) 確かに、しゅんせつ等についての要望もあろうかと思います。約3年ぐらい前ですか、一度、しゅんせつのほうをやっておると思います。ただ、しゅんせつを行うにいたしましても、またいろんな養殖のいかだの湾内での海洋汚濁等々の調整も必要かと思います。そういった中で、県もある程度の年間的な計画を持った中で考慮していっていただいているものと思っておりますが、ただいま、いろいろな要望をお聞きいたしましたので、また今度、県のほうの担当と会う場合におきましては、要望しておきたいというように思っております。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 北村委員。
- ○北村利夫委員 18ページ、離島振興対策費。これも結構大きいんですけれども、当 初予算が780万ぐらい、補正が4,300万。これ、県との負担割合というのはどうい うことになってるんですかね。
- ○原口育大委員長 市長公室課長。
- ○市長公室課長(北川真由美) 離島航路の補助金でございますけれども、沼島汽船への補助金でございまして、沼島汽船における実質欠損額から国の国庫補助金を引いた額が4,314万3,000円となります。このうち8割が特別交付税でいただけます。あと、2割のうち1割が県の補助金でございまして、実質、市の負担といたしましては1割でございまして、431万5,000円ぐらいになります。
- 〇原口育大委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 ということは、4,300万の1割ということなんですが、この負担額というのは、近年減ってるんですか。といいますのは、沼島にいわゆる観光客、結構来てると思うんでね。

- ○原口育大委員長 市長公室課長。
- ○市長公室課長(北川真由美) おっしゃられるとおり、観光客、24年度から25年度の実績から見ますと、8,500人ほどふえております。昨年度は、補助金は沼島の船の新造船ということで、造船されましたので、償却資産を国庫補助の対象にしていただきました。今年度、26年度におきましては、その新年度の償却資産の国庫補助対象が補助対象外になったということと、それから、国の補助率が毎年、変動がありまして、昨年度よりも補助率が減っております。それで、昨年度は市の負担金が実質159万ほどだったんですけれども、ことしは431万5,000円と、ちょっと増額になっております。来年度、ちょっと見込みを見てみますと、やはり国の補助率が毎年変動がありまして、若干また減るような見込みでございます。
- ○原口育大委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 その減る分を観光客のいわゆる誘致で補えれば一番ええんやろうけど も、それでなかったら、また市の負担がふえるということになっていくわけですか。
- ○原口育大委員長 市長公室課長。
- ○市長公室課長(北川真由美) そういうことになってまいります。
- ○原口育大委員長 ほかに。 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 今の関連で、中間的に見て、沼島への入り込みはどうなってるんですかね。
- ○原口育大委員長 市長公室課長。
- ○市長公室課長(北川真由美) 御存じのとおり、協力隊等の観光客誘致ということで、 若干、毎年、観光客の入り込みがふえております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 24年から25年で8,500人というのは、割とたくさんふえたのかなという感じもあるんですけども、この伸び率というのはどうなってるんですか。
- ○原口育大委員長 市長公室課長。
- ○市長公室課長(北川真由美) 今年度につきましては、まだちょっと見ておらないような状況です。
- ○蛭子智彦委員 また見ておいてください。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 軽く行きますので。ごみ収集でちょっと減額があったな。25ページ やね、収集委託料の減額537万1,000円で、これは、この中身をちょっと説明いた だけますか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) この減額につきましては、当初予算を組むのが大体1月 ぐらいなんですけれど、このごみ収集につきましては、5地区の総合評価方式ということ で、2月末に落札した金額、その契約金額と当初予算の差でもって減額するものでござい ます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 その事業、入札減という、入札というか、これは1カ所だけではないんですか。トータルでということなので、どうなってるんでしょう。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 5地区のトータルでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 その減額幅というのはあるんですか。それぞれ、ばらつきがあるのか な。
- 〇原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 契約金額が1億9,062万8,000円の契約金額になりましたので、それと、当初予算の差が537万1,000円ということでございます。 各地区ごとのばらつきということでしょうけれど、契約金額そのものが地区の大きい、小さいがございますので、一概には言えないところでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 確認したかったのは、以前ちょっと指摘したんですけれども、収集方式が全部違いますよね。西淡であれば、ごみステーションへ行くので問題ないんだけども、三原とか南淡とか、軒先というか、拾い上げてパッカー車に入れるという状態ですよね。そうした場合に、効率性を図るために外にぶら下がっていくというようなことがあって、これは警察から見たら道路交通法違反であるというようなことがあって、それでいいのかという話が、たしかあったかと思うんですよ。そこら辺はどうなってますか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 確かに、軒先収集でしたら、収集時間の制約もございますので、大変、御苦労されていると。ただ、道路交通法違反になりますよという注意は厳しく行っております。

その経費についてなんですけれども、やはり運搬効率がいいところは、ある程度割合をつけて加味しております。また、収集運搬回数がどうしても多くなるところについては、それも係数で見ておりまして、そういうまず設計の仕方をしておりまして、基本額を決めておるところでございます。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 部長は将棋が得意だから、紛れさせようとして答えてないんですよ、今。紛れさせてる。聞いていることは、道路交通法違反の状態があることが、私はよくないと思ってる。部長は、指導してるという言い方だけど、追認するんですか。

- 〇原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 禁止ということで指導しておるところでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 禁止、指導で、ちゃんと改善されてるんですね。確認してほしいんです。改善されてるんですか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 改善はされております。ただ、ただしと言えば何なんですけど、やはり、おくれがちなところはというような報告はありますので、それにつきましても、やはり速やかに道路交通法を守るというようなことで指示しております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 いや、結局、言いたいことは、例えば、ごみステーションがあれば、 そんなことはあり得ないんですよ。軒先収集というのは、これも一つのサービスの形態な ので、これはやってもらっても結構やと思いますよ。ただし、そういう道路交通法に抵触 するようなことを容認しとるということがぐあい悪い。改善されているところもあるけれ ども、されていないところもあるということは、されてないということが確認されとるわ けでしょう。それをそのまま容認しとるということは、これはぐあいが悪いんじゃないか ということなんですよ。違いますか。
- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) このことは、春先に私も契約して直後のことでありましたので、これはやはり禁止事項ですというようなことで、確かに全部、移動区間等というようなことで、実際、やってみたところ、どうしても時間に間に合わない。これは容認というんじゃございませんけれども、ただ、そこら辺は禁止ですよというようなところで、まず指導しております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 そしたら、時間範囲内で行けるような体系にできないんですか。あるいは、契約金額を上げてでも、道路交通法の違反の状態をなくすということが必要なんじゃないのか。やれないということは、結局、時間内に回れないということは、パッカー車が足りないとか人手が足りないとか、そういうところから生まれてくるんじゃないんですか。そしたら、逆に言うたら、そうしたことができるような事業費の積算にしないといけないのではないかと。減額537万ができたさかい、よかったよかったじゃなくて。実際に、軒先収集しかやる方法がないと、しかし、時間が足りないと。それなら、時間が足りるようにするにはどうしたらいいのかと。効率を上げるということは当然しながらもできないのであれば、事業の積算方式、収集時間の考え方、収集パッカー車の経費、人件費、これの積み直しというか、それをしない限りは、これ、無理なんと違いますか。金額を上げないといけないんじゃないのかなということを言いよるんです。どないですか。
- 〇原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) おっしゃるとおりのところもございますけれども、ただ、 市の設計というのは、量、時間もそうなんですけれど、やはり収集形態というところで、 市の努力もやはりしなければいけないというようなことで、ごみの集積かごの普及であっ たり、これを計画的にさせていただきまして、そういうステップ乗車のないような状況に 業者にも指示して、そういう交通違反はないようにというようなことで、ただいま努力し ておるところでございます。
- 〇原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、企業努力にも限界があるということでしょう。どうしてもそ ういうふうにせざるを得ないという状況について、知っておりながら予算の枠を広げない というのは、結局は違法状態を市が強制しとるように僕には見えるんです。できないんや ったらできるようにするべきなんや。

(発言する者あり)

○蛭子智彦委員 ちょっと待ってください、谷口委員。それは、あなたがまた質問してください。私の質問なんで。実態に見合うように積算の数字をやっぱり変えないとやれないんと違いますか。誰がやったってできないんと違うか、これは。誰がやってもできないような状態になっとるんやと思うんです。だから、その組み立て方は、やっぱりもう一回検討してみてやっていく必要がある。それはやっぱりよくないと思うんですよ。事故がな

いからいいようなものの、今のところ。

それは、なれ合い、警察も容認しとるのかもわからへん。我々は、違反したらすぐ摘発されるけれども、そういうことも大目に見てくれとるんかもわからない。しかし、それはよろしくないと思うんですよ。その点、ちょっとやっぱり考え方について、もう一回、ゼロベースから積み上げてほしいというのが趣旨なんです。けしからんということを言っておるんじゃないんです。やっぱり、そういうことは実際に見合うものに予算としてなってないんじゃないかと。

不落なんかも結構、これもありますよね。不落。業者がやれば赤字になるから、入札ができないということはよくあるんですよ。このごろ多いんですよ。それで、例えば建設工事に対しては労務単価を上げるとか、工夫しましたよね、国は。だから、不落になっても困るわけで、また、違法状態があっても困るわけで。

そしたら、どこをどうしていくのか、それは業者が圧力をかけて、上げろ上げろという ことやなくて、適正なものとして積み上げていくことが大事でないかなということを言い たいんですよね。どうですか。

- ○原口育大委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(高木勝啓) 設計の見直し等までは考えておりませんけれども、新年度予算の編成期でもあります。そういう対策として、新しい対策なりを計上して、そういうことのないようにというようなことで努めてまいります。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。

長くなりそうだったら休憩して。

では、暫時休憩します。

再開は、午後1時といたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

○原口育大委員長 再開いたします。

質疑はございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 36ページ、体育施設、社会体育施設設備修繕工事費280万円。こ

れは提案説明のときに、B&Gのバックネットとか言っておりましたけども、もう少し詳しく説明をいただきたいんですけども。

- ○原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) この体育施設設備修繕工事費につきましては、B&Gの防球ネットを設置をするということで、バックネット、今、長さ35メートル前後のバックネットがあるわけなんですが、その高さ10メートル余りあると思うんですが、6メートルぐらいの高さのところから前のほうに防球ネットを、長いところで5メートルぐらいせり出すと。そしてまた、バックネットの前にカーテン式の防球ネットを5メートルの10メートルぐらいの設置をするということと、そしてまた、バックネット、35メートルぐらい、先ほど言いました35メートルぐらいあるわけなんですが、それに延長して左右に、5メートルの高さの20メートルぐらいの防球ネットを左右に設置をするというようなことで考えております。

以上です。

- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 これは、今、B&Gでは、野球はほとんどされてないんやけども、練習はされてないけども、何のためにするんですか。
- ○原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) 野球の利用ということで、施設の利用をより多くするという 面もございます。そうしたことから、硬式野球、そうしたことに利用にも対応するという 形で、このたび、予算を計上させていただいております。
- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 野球場のところにサッカーを2面とるために、内野のところ、わざわざ芝を張ったんですけども、今はその芝をとって、野球用に内野整備してますけども、これはどこの野球が。都会から来るやつを使うのか、それとも何らかの形で使うんですか。
- ○原口育大委員長 教育部長。

- ○教育部長(太田孝次) その件に関しましては、やはり硬式野球のクラブのほうで使 うということと、もう一つは、やはりそうした硬式野球とか野球に関して利用される人に 対して施設を整備するということで、このたび、予算計上しております。
- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 このB&Gは、たしか、硬式野球はできなかったグラウンドじゃない んですか。
- ○原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) 硬式野球、今まででも淡路三原高校も利用しておったというような経緯もございますし、やはり、安全面とかそうしたことを考えますと、やはりもう少し施設を整備する必要があるということで、今回、このような形になっております。
- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 それでこれ、バックネットとかフェンスを延長、5メートルの高さで 左右20メートル延長しますけども、これでB&Gの外周を、日に大体、僕が見とる中で は最低でも50人ぐらいが、以上が、健康のために外周を歩いておるんですね。そういう 人たちにファウルボールとか暴投とか、そういう危険を伴うようなことはないんですか、 これで。
- ○原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) 安全対策、そうしたことは、今、B&Gの外周、それを利用して健康づくりのために歩いている、ウオーキングしているというのはよく聞いております。そうしたことから、安全対策ということで、こうした防球ネットを設置をするということでやっているわけなんですが、ライナーとかそうしたものはそれで防げるというふうに聞いております。できるだけ歩行者の、ウオーキングしとる人の安全対策に気をつけて練習とかそうしたこともやっていくというようなことの旨の報告も受けております。せっかく健康づくりのためにウオーキングをしているのに、ボールが当たってけがをしたということになれば、非常に残念なことでございますので、そうしたことのないように対策を講じていきたいと思っております。

- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 このB&G、今まで地元の少年サッカークラブ、また、地元自治会の催し、それから、観光施設の客の誘致して、ここで合宿とかそういうスポーツを行うための誘致等もやっておるんですけども、そこらの関係との話し合いは十分できておるんですか。
- 〇原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) 今までの利用されていたサッカーとか民宿組合が合宿等で使っていたとか、そうしたことも十分聞いております。そうしたことから、やはり今まで使っていた状態を損なうとか、そうしたことのないように、お互いに話し合って、そこらあたりはルールづくりを進めているところでもございますし、両方、両者にも会って、話もしているところでもありますので、十分、今までの利用者の目線に立って考えていきたいと、そのように思っております。
- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 この内野の芝をとった工事、それから、今回のバックネット、それか ら安全フェンス等についての改修工事、その説明を管理人に、まず説明されておるんです か。
- ○原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) 詳細につきましては、管理人と話はできてない面があるかと思います。そうしたことを、やはり教育委員会もそこら辺、少し足らなかったかなという 反省点もございます。やはり、管理されている人にもう少し詳細に説明をして理解をしてもらう、そういう努力が足りなかったかなというふうに思っておりますので、早急に、そしてまた、完全な形で説明をしたいと、そのように思っております。
- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 ほんまに、一番この場所を管理している人、どんなふうになっていく のか、どんなふうに今進んでいるのか、全くわからないと。そして、硬式野球するから、 今、予約入っとるやつを断れというような、無謀な指導をされたと言って、管理人、僕も

よくB&Gで運動するんです。歩いたり走ったりするんで、よく管理人とも仲よく話をするんですけども、管理人のほうから寄ってきて、そういうふうなことを言われて、こっちもわからんし。前、工事するとき、何すんねん、これと。議員さん、そんなの知らんのかいうて、ほんま、つらい話があったんやけども。やっぱりそこらもっと、管理してる、一番肝心のところに説明して。

それで、今現在使用している、特に少年サッカーなんて、今、福良小学校のほうで練習しとるのが現状なんやの。大会では大体、都会から30チーム弱来て、200から300人ぐらいの子供が来て、そこへプラスして大人がついてくる、そういうような大会もやっているので、やはりもう少し、現実使っているところに、よく協議するべきではなかったかなと。僕ら、もう少し市の対応の不備、これはほんま、残念でならなかった。今後、そういうことのないように、もう少し利用者、また、地域、自治会、そして管理人等に、よく説明を果たしていただきたい。どうですか。

〇原口育大委員長 教育部長。

○教育部長(太田孝次) 最初にそうした相手、両方、そしてまた自治会、今まで利用していたサッカーとかの利用者、そしてまた管理人の人、そうした人たちに詳しい、ある程度の説明はしていたかと思いますが、やはり詳しい説明をするには、やはり相手が納得をして理解をする、そうしたことが必要でございますので、もう少し誠意というか、詳しい説明をするべきやったというふうに反省もしております。今後におきましては、やはり利用者、今まで使っていた方々の目線に立って、そうした利用の対応等を考えていければなというふうに思っております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もう2週間ほど前、ちょうど教育長のところへその話で行って、担当課長に、ちゃんと管理人のところへ行って、管理人によく説明しといてくださいよと言ってあったんですけども、いまだにまだ行ってないということなんで、どういうことなんやと。きょう、ほんまはこれ、質問したくなかった。だけども、きのう、ちょっと僕、B&Gに行っとったんで、それも説明あったんかい言うたら、ないと。だから、そこらもう少し、ほんまにスピーディーな動きをしてもらわなやで。いまだにルールづくりをやっとるのかもわからんけども。やっぱり、現場が一番じゃないですか。現場に一番、これ多分、こんなネットとか左右に5メートルの高さ20メートルとか、そんなの知らんと思いますよ。僕も知らんかってんから。そやから、そこらよう説明をお願いします。どうですか。

- ○原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) 今後、予算を計上する内容等についても詳しく説明をすると ともに、今後の利用の形態とかそうしたことについても、お互いに理解ができるようなこ とを説明をして、納得をしてもらうようにしたいと、そのように思います。
- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 それと、福良連合自治会にも、工事する前に十分、こういうのをしますけども御理解願えますかということもやっといてもらわなやで。バックネットの前にそういうような障害物があったら、福良全体で、あそこでグラウンド・ゴルフとかペタンクとか、いろいろ行事をやってますんでね。そこらまた、邪魔になったりする部分もあるんで、ようやっぱり、自治会に説明責任を果たしといてもわらな。全然声もかけずにして、あのB&Gつくるときに、福良財産区から5,500万出とるんやで。これ、福良の住民の健康促進、そういう形でお金も福良が出しとんのやからな、そこらよう考えた中でやってもらわな困りまっせ。どうですか。
- ○原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) そうしたことも承知の上で、連合自治会の皆さん方に、役員 の皆さん方に説明をしたいと、そのように思います。
- ○原口育大委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 よく今後とも、心構えとして持って対応していただくことを望んで、 終わります。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 確認なんですけれども、27ページの農業公園管理事業費で、ふれあい施設の整備工事費、これは6月の補正で3,000万円の事業として計上されて、聞いたら不落であったというようなことがあるんですが、それとの関連というか、この中身について説明をいただけますか。この事業費200万円。

- ○原口育大委員長 産業振興部長。
- ○産業振興部長(興津良祐) この今回の補正に計上してます200万の中身ですけども、今、入札しようとしていますふれあい施設、その中に、うさぎとかモルモットとかいう小動物を展示します。それで、そこから出てくる汚水について、その汚水を外へ、浄化槽のほうへつなぐ汚水の配管、約115メートル、口径で100メートル、これについては当初から入れる動物が決まってませんでしたので、当初は計上してません。そういうことで、そういう動物が決まった中で、その汚水管を計上しております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 すると、不落になった事業に合体をしてというような考え方になるんですか。これまた不落になったんで、入れかえというような格好になってますけども。結局一緒の。もし、事業者が決まっておったら、そこに随契なりで行くんだろうけれども、これ、別々になりますよね。これはもう、一緒にしてやるというのが今やったら必要になってくるようにも思うんですけど。そうでないと、入札をして、また随契でこれを足していくというような、ちょっとおかしな考え方になるように思うんですが、その点いかがですか。
- ○原口育大委員長 産業振興部長。
- ○産業振興部長(興津良祐) 当初は入札して業者が決まった中で、これを追加という 形をとっておりました。今回、18日の入札なので、もう設計もでき上がってきてます。 それで、落札した業者にこれを随契したいなと、そのように思っております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だからまあ、最初から随契をして。何か少し違和感が生まれますね。 そうであれば、一体のものとして入札にかけると。不落になった段階で、この追加工事も 決まっておったんでしょうから、そういう手続をもってやるというのが普通のように思う んですけれども。そういうのが普通じゃないんですか。もう決まっているものだから、設 計の中に入れて入札をかけると。そうしてこそ、随契やったら200万は200万で行く けれども、そういう一体のものとしてやると200万の事業費が多少抑えられるかもわか らない。随契で行くと、もうそのままになるけれども、入札すると下がるというような、 下がるものをわざわざ随契まで持っていくというような、これは何かちょっと矛盾がない

ですか。

- ○原口育大委員長 産業振興部長。
- ○産業振興部長(興津良祐) 工期的なものもありまして、この補正予算が通った中で 設計がえをしてますと、工期が間に合いませんので、このたびは工事請負費の中で、入札 した中で別の配管については追加したいなと思っております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、その200万、随契やったら200万のままですわね、これ ね。

(発言する者あり)

○蛭子智彦委員 ちょっと待ってくださいね。谷口委員、私の質問が終わってから、また聞いてね。そうなるんかな。そういうようなことになるんですわな。それはそれで結構です。

とにかく、工期に間に合わせんがためにこういうやり方をするということですね。本来であれば、そういう一体のものとして業者発注するというのが自然ですよね。そこだけを確認しておきたかったんです。

終わります。

- ○原口育大委員長 ほかにありませんか。 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 簡単なほうから質問します。36ページの温水プール運営費、採暖室 暖房機取替工事、これについて説明をお願いいたします。
- 〇原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) 採暖室暖房機取替工事費、これにつきましては、サンプール でございます。採暖室というのは、プールを利用している人が体を温めて、その後、泳い だりする人もおるし、ロッカーのほうへ行って着がえる人もおりますが、大体、プールの 温度は31.5度ぐらいで保たれております。それで、採暖室では35度から40度の設

定をするところです。それで、現在、女子のほうの採暖室が機能されてない、要するに、 ぬくもらないということで、そのことについてこのたび、工事費として計上しているとこ ろでございます。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 エアコンかな、エアコンになるんですかね。それが老朽化をして、壊れたからかえるということですか。
- ○原口育大委員長 教育部長。
- ○教育部長(太田孝次) 結局は、もう30度以上に上がらないというような状態で、 役目を果たしていないということで、かえるということでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、それはわかったと。だから、古くなって壊れたからかえます ということでしょう。そういう説明であったら、よくわかりました。

もう1点、23ページなんです。介護保険運営費、介護保険特別会計保険事業勘定事務 費繰出金304万3,000円。この介護保険事業勘定事務費というのはどういうもので すか。どういうものに使われるんですか。

- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) 介護保険の特別会計のほうになりますが、そこでこのたびの補正予算で、介護保険のシステム改修ということで六百数十万円を計上させていただいております。27年度から介護保険の制度が変わるということに伴うものでございますけれども、それに対しては、国の補助金なんかはあるんですが、それらを差し引いた分について、一般会計から負担をいただいているということでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 27年度からシステムが変わるということと同時に、今、第6期の介護保険事業計画策定をしているところですね。これの進捗状況との関係はあるんですか。

- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) 関係があるといいますか、それは中身が決まってまいりますと、それに応じて、その内容に応じてという部分はもちろんございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 聞くところによると、きょう、第2回目の策定委員会が開かれるということになっておるらしいですね。その手続としては、この策定委員会でほぼ第6期の事業計画が決まると、ほぼ。それを、パブリックコメントをとる手続をこれからしていくという流れにあるというように聞いておるんですが、それ、間違いないですか。
- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) 今の流れとしてはそうですが、もちろん、きょう、夜に策定委員会があるんですが、その委員さん方にそのことをお諮りした上でということになろうかと思います。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ちょっと所管、補正予算の範囲を超えてしまうので難しい話なんですけれども、事業計画の変更にも伴うということでありますので、あえてちょっとお伺いしたいんですが、この事業計画の素案というのが、きょう決まる、提案されてほぼ決まることによって、パブリックコメントにつながっていくという理解をしとるわけですが、この事業計画案の中身がまだ完成をしていないと、未完成であるというように聞いておるんです。その未完成であるものをきょうの委員会で通して、パブリックコメントにつないで事業計画をつくっていくというのは、ちょっと何か違和感、それも不思議な感じがするんですけども、それは何でそういうふうになってるのか。未完成のものをパブリックコメントに出すんですか。
- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) きょう、素案を出させていただいて、それでもって中 身が決まってしまうというわけでもございません。パブリックコメントをいただいた上で、 また修正するようなところも出てまいるかもしれませんし、それでまた委員さん方からの

御意見で変わってくることもあろうかと思います。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 手続としてはそうなんだけども、パブリックコメントに出した計画案が未完成であると、現状で。そうしたら、完成をして、意見を集約をして、パブリックコメントに出すというのが最低限のルールでないのかと。未完成のものをパブリックコメントにのせるというのは、コメントしようがないじゃないですか。どうなんですか。完成したものに対して意見を言うというんだったら、わかる。未完成であったら、コメントのしようがないと思うんです。
- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) その未完成と言われてるのが、どういう部分を指して 未完成と言われてるのかがちょっとはっきりわかりませんが、その内容を今、素案として 計画を策定してるものを説明をさせていただいて、御意見をお伺いして進めていくわけで すので、必ずしも担当部署のほうでつくっているものを、そっくりそのままというような ことでは、あくまでございませんので。委員会の中で御意見をお伺いして、それでもって 進めていくという考えです。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。関係ある範囲で。
- ○蛭子智彦委員 関係ある範囲でね。とめてくださいね、あかんかったらとめてくださ いよ。行きますから。
- ○原口育大委員長 繰出金のことなので、向こうの審議の中身とか、進め方についての 質問というのはなじまないと思いますけど。
- ○蛭子智彦委員 そしたら、少なくとも部長はその素案を知ってるんですね。見てるんですね。事業計画、これ、事務費ということでシステム変更していくという予算を置いておるわけでしょう。事業計画が決まらないとシステム変更できないですよ。できないと思うんですよ。今の状態で未完成というのはどういうことなのかと聞かれたんだけれども、例えば、保険料がどうなっていくかとか、あるいは、特別養護老人ホーム、居宅介護、今度、この介護保険の制度としては、施設介護から家庭介護というか、そういうのが柱になってますわ、考え方としてはね、国の制度として。そしたら、その居宅介護をどうしてい

くのかとか、施設介護をどうしていくのかとか、そういうのが大変重要なポイントになってくると思うんだけども、その点での記述ができてないように聞いておるんです。そうすると、このシステム設計。

(発言する者あり)

- ○蛭子智彦委員 違うとったら言うてください、そういうふうに聞いとるんです。違うとったら言うてくださいよ、断定はしてないから。そういうふうに聞こえてきとるんです。違うとったらいいですよ、別にね。違うんやったら違うと言ってもらったら結構。部長、それは確認してますか。
- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) 隅から隅まできっちり読んだわけではありませんけども、今、委員さんがおっしゃられておるような部分については、盛り込んでないわけじゃないんですが、細かい記述がないという意味やと思います。それについては当然、今、どういうふうに今後やっていくかというのを、今、例えばその介護保険制度が変わることによって、訪問看護であるとかああいったようなことであっても、各地区に入って今、調査中です。だから、どういうふうに具体的にやっていくかというところの記載まではまだできないということで、そういうふうになっているということやと思います。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 いずれにしても、システム変更する前提の計画が速やかに決まるということが大事だと思うので、その点、今後抜かりがないように担当としてもやっていただかないと、補正予算を通していく意味がないと思うんでね。その点、十分に注意をしていただきたいと思ってますが、いかがですか。
- ○原口育大委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(馬部総一郎) 十分注意を払って策定していきたいというふうに思います。
- ○原口育大委員長 ほかにありませんか。 熊田委員。

- ○熊田 司委員 これはごく簡単なことで、37ページの農林水産施設災害復旧費の、 まず2億円ありますよね。災害復旧工事費、これのちょっと詳しい説明をお願いします。
- ○原口育大委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(神田拓治) このたびの災害復旧工事の予算につきましては、10月 13日から起こりました台風19号について、新聞報道にもあったんですけども、淡路に ついては激甚な被害が生じたということで、洲本市・淡路市なんかについては激甚指定さ れておったんですけども、南あわじ市は残念ながら激甚指定はされなかったと。されなか ったについてでも、災害が140件ございます。内容については、田畑が60件、道路が 30件、水路が30件、ため池20件と、合計140件。工事費として2億円。調査設計 とか事務費関係で2,200万円ですか、これを計上させていただいております。
- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 最近、こういう復旧事業というのは入札してもなかなか落札しないというようなことを聞きますけども、大体、落札率というのはどれぐらいなんですか。そこら辺までわかりませんか。
- 〇原口育大委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(神田拓治) 今、今年度については8月に起こった11号台風が150件、19号が今説明させてもらったように140件、大方、300件近くあります。査定については、今年中、12月までにということで毎週、今、査定を終わって、来週で全査定が終わります。査定が終わったら、年明けから災害についての工事発注を進めていかねばならないと。時期が時期ですので、なかなか島内の業者については、3月末の年度末工事が今、急ピッチで進めておりますので、そこへ災害が30件ドンと来られたら大変なことになりますので、不落ということも、個々あるんでないかなということで、御存じのように、災害は3年間の期間で工事を完成しなさいということでございますので、できましたら早期に完成を持っていきたいんですけども、少し工期がおくれる可能性があるというふうに思うんです。特にため池なんかについては、用水期が6月ごろからですので、6月までに完成できない場合は、もう11月着手というような方向に持っていかねばならないんかなというようなことも考慮に入れて、工事発注を進めていきたいなというふうに思っております。

- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 ため池についてはそういう、使用してもできるような状態なんですか。 6月から11月までの間。危険性はないんですか、その間において。
- ○原口育大委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(神田拓治) 逆なんですわ。工事発注して、6月の用水期までに完成ができるため池の部分については、災害の内容を見ながら工事発注していくと。6月までに完成でけへんということになれば、それを今度は11月発注、来年の11月発注に持ち込んで、用水期が終わってから発注するというような工程も考慮に入れて実施していかねばならないんかなというふうに思ってます。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。 委員間討議に入りますが、御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 御意見がございませんので、討議を終結します。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。 議案第73号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)について、原案の とおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。 説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。 再開は午後1時45分といたします。

(休憩 午後 1時37分)

(再開 午後 1時46分)

- ① 議案第83号 南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について
- ○原口育大委員長 再開します。

次に、議案第83号、南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 市民センターを廃止するということで、特に灘の市民センター、総合 開発センターを廃止をすると。これは、全体として市民交流センターに一本化をしていく ということでの手続になってるというふうに思うんですが、これも本会議場での質疑の中で、利便性の問題というのが問われておったと思うんですね。灘というところは非常に利便性が悪いということもあるので、そうしたことからのことであったと思うんですが、その質問に先立って、南あわじ市でいわゆる辺地と言われている、辺地債の対象地域というのは何カ所ぐらいあるんでしょうか。
- ○原口育大委員長 市長公室課長。
- ○市長公室課長(北川真由美) 今のところ、8カ所でございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 その8カ所を教えていただけますか。
- ○原口育大委員長 市長公室課長。

- ○市長公室課長(北川真由美) 仁頃、城方、山本、吉野、黒岩、惣川、白崎、来川、 以上8カ所でございます。
- 〇原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 それは、全て灘ですか。
- ○原口育大委員長 市長公室課長。
- ○市長公室課長(北川真由美) 灘でございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 難以外に辺地債対象地域というのはないんですか。
- ○原口育大委員長 市長公室課長。
- ○市長公室課長(北川真由美) 失礼しました。あと、旧の西淡地域で下所、畦原、本村、中野、志知奥、山口、湯の川でございます。それから、伊毘でございます。沼島もあります、済みません。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 そしたら、地域的な沼島と灘と伊加利というふうに言っていいんですかね。志知奥もそうやな、志知の一部やね。伊毘、伊加利。何でそういうことを聞いたかといいますと、市民交流センターというくくりで行くと、辺地であろうがなかろうが、できることは一緒だと。沼島を除いてはね。それはやはり、ちょっと辺地債なり、国が特別にそういう辺地にある地域に対して、特別配慮をするというのが辺地債だろうと思うんですよ。ところが、末端、市の行政に入ってくると、それも一並びというか、こうなってくると。そのことに対して、地域住民の方から、ちょっともう一回考え直してほしいというような声が起こっているような印象があるんですけども、そういうことについて、どういうふうにお考えになりますか。
- ○原口育大委員長 市長公室長。

- ○市長公室長(土井本 環) このたび、灘開発総合センターの市民センター条例から 外すという定義は、離島振興法におけるいわゆる灘地域が除外になるといったことの原因 によって、27年4月から離島地域を外れるということから外してます。ですから、市民 交流センターどうこうということでなしに、そうしたことが要因となって外しているとい うことの御理解を賜りたいと思います。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 いや、それだけでは答えになってないように思うんですね。つまり、 辺地という非常に条件不利地域にあると。辺地というのは、条件不利地域であるというこ とではないんですか。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 前段で、いわゆる市民交流センターができるので、これを外すという御質問の趣旨だったので、それは違いますよという話をさせてもろうてます。 離島とまた辺地は、また違いますので、辺地については引き続き、事業をするのに優位な 形でさせてもらいますということです。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ちょっと質問の趣旨が伝わらなかったのでもう一回言い直しますと、 そういう市民交流センターの事業というのは、辺地であろうがなかろうが、同じサービス の提供と、同等のサービスの提供ということになってますね。これは間違いないですね。 同じですね。何か違いがあるんですか。
- ○原口育大委員長 市長公室付部長。
- ○市長公室付部長(橋本浩嗣) 基本的には同じでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ですから、そういう市民センター条例ということで、沼島と緑の市民 センター、これは残すけれども、離島振興法によって灘開発総合センターという名称を変 えるというようなことですけれども、実際的に、現場で地域住民にとって問題になるのは、

やっぱりサービスの低下という、そういう辺地にあることの理由によって何かの配慮があるかというと、ないと。押しなべて、市民交流センターひとくくりということに対して、何かそういう辺地ということでの今後、対応というのが必要でないのかと、していただきたいというようなことがありますので、そういう点での今後の考え方、もし説明いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 辺地は事業する上において、そうした有利な起債が発行できます。例えば、市道を直すとか、いろいろなものをつくるとかいった場合に、100%の充当で8割が交付税で返ってくるということです。例えば、灘はこのたび外しますが、離島というものが外れますが、辺地は残ります。離島というものが外れたとしても、あそこは災害面とか心配ですので、そうしたもののフォローをしようということで、今、取り組むような形でやっております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 市民交流センターとの関係ですので、こういう市民交流センターと今の市民センター、名称の違いだけではなくて、できることが27年4月からかなり絞られてくると。例えば、死亡届を出すのがどうかとか、非常に具体的な話だったんですけどもね。この名称を変えたから変わるということではなくて、市民交流センターに一本化することからできなくなったという、そういう流れなので、この条例との関係というのは、結局、市民交流センターのことの問題点というようなことを指摘するしかないので、本来、条例のこととはちょっと離れてしまっておるのでね。それ以上なかなか言えないんですけれども、関連する考え方として提案をしたと。

実際に、灘に住んでいる方、伊加利や伊毘の方にしましても、結局、同じようなことを思ってると思うんですよ。条件不利地域にあって、押しなべての市民交流センター一本化というような考え方もありますので、今後、実際にこういう廃止をし、また、27年4月から市民交流センターがスタートしていって出てくるいろんな問題についても、地域住民の声も聞きながら、ひとくくり、押しなべということではなくて、実情に応じて改善も、徐々にやっていただくというような考え方も持っていただきたいなというふうに思っておるわけなんですけども、そういう点ではいかがでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長(土井本 環) この条例改正については、いわゆる離島センターという 位置づけがなくなるので、公民館という位置づけにするということが、この条例の趣旨で す。公民館に附随するのが市民交流センターということなので、今おっしゃられた部分に ついては、9月議会で出張所・連絡所等の廃止する一部改正条例を上げております。そう したことの関連部分やというふうに理解しております。

そのときの答弁については、やはりそうしたものを21カ所、押しなべてできるかというたら、できないということの見解から、いわゆる均衡性、そうしたものの中で、灘については若干、不安視もあるので、そうした部分についてつけ足しの部分を、やはり考えておくべきかなということで、そうした調整も現在しとるところでございます。

○原口育大委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。 委員間討議、何か御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議も終結いたします。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第83号、南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- ○原口育大委員長 挙手多数であります。 よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ② 議案第84号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務

条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 次に、議案第84号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与 及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務 条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 これは、主に期末手当の関係になるということですね。そして、特別職というくくりがあるわけですが、これは増額という考え方ですよね。関連なんですけども、一般職員について、この部分は増額すると言われておるんですが、今後、その一般職員の、市職員の給与について、総合的な見直しということが提起をされとって、差がついてくるのかなと。特別職については見直しはされないけれども、一般職については見直しによって、一定の減額措置というのが考えられているというふうに聞いておるんですが、その点いかがですか。
- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) 一般職につきましては、先ほど申されたとおり、平成27年4月にまた国からの要請というか、人勧でも今回出ておりますように、構造見直しが見込まれております。特別職につきましては、この前も話題に上っていたと思うんですけども、報酬審議会というのがございますので、それに伴ってまた報酬審議会が開かれて、適正な額に諮問を受けて答申されるというようなことかと思います。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 すると、一般職の給与の引き下げというのはどういう中身でやられようとしとるんでしょうか。
- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) 現在、予定されているのは、給与水準につきましては、地域の民間給与水準を踏まえて、給与表の水準を平均2%引き下げるというようなことでございます。あと、地域手当の見直し、これは本市はございませんので、対象じゃございま

せん。あと、その引き下げた分について、ただし、平成27年4月から3年間につきましては、前回の平成18年の構造見直しでもあったように、経過措置がございまして、3年間経過措置で、その減給については補償されるといったような内容でございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、質疑を終結します。 委員間討議、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 意見がございませんので、討議を終結します。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第84号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び 南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙 手を求めます。

(举 手 多 数)

- ○原口育大委員長 挙手多数であります。 よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ③ 議案第85号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ○原口育大委員長 次に、議案第85号、南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。 熊田委員。

- ○熊田 司委員 通勤手当についてお聞きしたいんですけども、今回、それぞれ片道2 0キロ以上25キロメートル未満が1万2,500円から1万2,900円と、400円の アップになってますが、この400円という金額はどういう計算で出てきたんですか。
- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) 今回の人事院勧告によりまして、通勤手当の区分ごとの改正がなされておって、それの一部分ということでございます。先ほど申された20キロ以上25キロ未満ですか、これが400円アップの、現行が1万2,500円が1万2,900円になるということと、あと、その距離数、区分ごとにだんだん間差が大きくなっていって、最大60キロ以上につきましては、2万6,700円が3万1,600円ということで、4,900円のアップというようなことで、これ、段階ごとにこういった基準で、人勧の基準によって、段階ごとで上がっております。
- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 そうしますと、この条件で当てはめますと、市の職員はそれぞれ、ソ、 タ、チとかいろいろあるんですが、どれぐらいの人数がそれぞれに該当するようになるん ですか。
- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) この10月1日現在の状況を申し上げますと、これ、特別職も含めた中ですけども、全体で512名の職員が、その通勤手当の対象職員ということになっておりまして、先ほど申し上げました20キロ以上、今回の改正に対応する職員につきましては9名となってございます。
- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 あとこれ、でも考えたら、来年の4月1日以降ですよね。ということは、新庁舎に対しての距離数になってきますよね。そこら辺の計算はされてるんですか。

- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) いえ、まだやはり通勤届が出てこなければ、なかなかその 算定はできないので、27年4月以降の、まだ人数にしては把握できておりません。ただ し、今回の改正につきましては、平成26年度、26年4月に遡及をした中での支払いと いうことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。
- ○原口育大委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 そうしますと、さっき言うた金額的には、20から25キロが9名、 これだけですか、変わってくるのは。
- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) そうでございます。金額にしまして9万3,500円、総額となっております。
- 〇原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 関連でちょっとお尋ねすんねけんど、この市内の職員で市外から通勤 されとるというか、一番遠方の方というたら、島外からも通勤しよる方はおるんですか、 市の職員で。
- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) 今現在では、神戸市から1名と、鳴門市から1名でございます。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 そのときの通勤手当というのは、60キロ以上というようなやつでな しに、路線バスというか、その辺、通勤手当の支給の方法は違うと思うのやけんど、どう なってますか。
- ○原口育大委員長 総務部次長。

- ○総務部次長(佃 信夫) 鳴門市からは車による通勤でございます。神戸につきましては、バスに乗って、またその駐車場経由で途中から、駐車場を借りてて、そこからはマイカーで通勤しているというような状況でございます。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ちなみに、このバス通勤者の1カ月当たりの通勤単価と、鳴門から通 勤されとる方の1カ月当たりの通勤費というか、あれ、橋代というか、その辺はどないし とるんですか。
- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) 現在、詳細を持っておりませんけども、上限が5万5,000円ということになってございます。それ以内におさまるような形での金額となってございます。もし、また詳細につきましては、また報告をさせていただきたいと思っております。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 要らんねんけんど、上限5万5,000円ということは、その方には 5万5,000円の通勤手当が支給されとると、そういうことでよろしいね。
- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) そのような、おおむねの額ということで申し上げておきます。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 この方々からは、例えば、市内で災害発生時、参集というか、そのあたりはもう、この人らは免除されとるのけ。それとも、当然、1号配備、2号配備、3号配備で、段階で、この方々がそういうふうな、いざ災害時に参集できるような体制というのは、これはとられとるんですか。免除されとるんですか、この方々は。

- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) 職員に対しては免除というのはないんですけども、ただし、 それぞれ自宅の位置が違ってまいりますので、その参集する時間も変わってまいりますの で、例えば3号配備でしたら全職員が対象でございますので、極力、来ていただくという ようなことでございます。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。 これより委員間討議を行いますが、御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、討議を終結します。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第85号、南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、 原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

- ○原口育大委員長 挙手多数であります。 よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ④ 議案第86号 南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- ○原口育大委員長 次に、議案第86号、南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の 一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題としま

す。

質疑を行います。 質疑ございませんか。 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは結局、中央庁舎にも店舗はあるんですよね、今。ないんですか、 なくなるのかな。その障害者団体とか。違うんか、これ。この下のことですか。

間違うた、ごめんなさい。済みません、86号やね。これ、旧庁舎の跡地利用、これは 決まってるところと、まだ決まってないところとあるんですよね。この廃止をしますでしょう、それぞれの庁舎を。これの条例改正ということで、旧庁舎について、一部を次のよ うに改正するで、別表を、第7条かな、これについて廃止をするということですよね。掲 示板の位置。そして、これを行うということでしょう。

これに関連してなんですけども、この跡地についての、廃止をした後の跡地についての利用というか、これについてどうなってるかということをちょっと確認しておきたいんです。公告で示すということなんだけれども、これをちょっと聞いておきたい、確認をしておきたいんです、現状で。

- ○原口育大委員長 財務部長。
- ○財務部長(神代充広) 跡地利用については、今、検討中でございまして、まだはっきりとは決定はしてございません。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 それぞれ、跡地利用の協議会というのができているところと、できて いないところがあるように聞いておるんですが、これ、全部できているんですか。
- ○原口育大委員長 財務部長。
- ○財務部長(神代充広) 西淡庁舎が一番おくれておったんですが、この間、分科会を 立ち上げまして、追っつけ、協議会のほうも立ち上がるというふうには聞いております。
- 〇原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 それも早急にやっていただきたいという点が一つあります。もう1点

なんですけども、これ、二つの条例改正を一つの議案で出してくるということになってる のかな。もう一つの議案でも、そういう関連条例をセットで出してくると。これについて、 今後もこういうことはあり得るんですか。

- ○原口育大委員長 総務部長。
- ○総務部長(細川貴弘) 法制事務の手法として、関連するものにつきまして、今まででも幾つもの条例をまとめて一つの条例の一部改正ということで提案させていただいておりますし、今後もそのような手法を用いることが必要な場合につきましては、何本かの条例を一つにまとめて一部改正を行うということは行っていきます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 関連ということなんだけれども、やっぱりそれぞれ、別に大きな手間ではないように思うんですよね。そない難しいことじゃないと思うんですよね。ですから、一本の条例改正は一本の議案でというような考え方に立っていただくほうが議論もしやすいのかなというふうに思うんですけどね。これはまた、市の考え方というのはあるんだけれども、私の考え方としては、1条例1議案というような考え方をぜひとっていただきたいというふうに思っているんです。

これは、やれないことはないとしても、拡大解釈の余地もあるようで、市によっては、 指定管理、別々の指定管理施設を1条例で提案するというようなことをやっているような 議会もあるみたいなんですけども、ここら辺はやっぱり、1条例1議案というような形で 提案を望みたいなというふうに思ってます。十分また考えていただければということです ので。これまでだったらそんなことないと思うんですけどね。指定管理を、施設が違う、 また、指定管理者が違うのに1議案で提案するというようなことにもつながりかねないと いうふうに思っておるんですよね。そういう例もあるんですよね。そんなことは絶対ない ですね。できれば、別々に提案をしていただきたいということなんです。

- ○原口育大委員長 総務部長。
- ○総務部長(細川貴弘) 指定管理につきましては、集会所等、かなり無償譲渡でありますとか、指定管理の議案につきましても、数十件の議案が今後予定されております。そのようなものにつきましては、基本的には別々の条例ということになろうかと思いますけれども、このような、今提案させていただいているようなものでありますとか、法律が一つ変わったことに、法律の一部改正によりましてこちらの条例の条文中の文言の訂正が幾

つもの条例にわたって改正するとか、そういうようなものにつきましては、以前からも、 今後もまとめて提案させていただくということになろうかと思います。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 そしたら、この議案第86号、ちょっと勘違いしとった部分もあるんですけども、これは別々の条例であって、軽微なものであるというふうに思うんですけどね。こういう、一つの法律の改正によるものというよりは、例えば、福祉事務所の位置というのについては、中央庁舎に移すということになっとるわけですわね。これも、これに伴う、新庁舎建設に伴うということに伴っておるわけなんですけども、それぞれまた機構としての変更ということにもかかわってくる、事務所の位置の変更ということにもかかわってくるということと、上のほうはただの公告ということの話ということですので、ちょっと質が違うのかなという感じもするんですよね。

ですから、そこら辺、ちょっと理解しにくいところがまだあるんですけども、極力、1 議案1条例という原則を持っていただいて、関連する字句の軽微な改正であるとか、これ はそうこだわることではないと思うんですけども。少し、趣の違うようなものを一つにさ れているという印象がちょっとありましたもので、そういう指摘なんですけども。今後、 そういうことも十分配慮していただけたらということを申し上げて、終わっておきます。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 要は、市の公告というか、重要な官報的なもので掲示板をするときに、 今までは、官報というか公告されとる掲示板の場所というのは、旧町の掲示板のところで やっとったんだ。今回は、中央庁舎一本にするということで、市民交流センターにはそん な掲示板なんか設けたりせえへんのよな。そういうことやな。

この官報の、要は報告する掲示板というのは、市に1カ所あればええんじゃの。沼島や らは、そんならどないなるの。

- ○原口育大委員長 総務部長。
- ○総務部長(細川貴弘) 市としての公的な掲示板につきましては、中央庁舎一つになります。あとのところでの掲示板というのは、こういうような公告式とか関係なく、ポスター貼ったり、そのようなものでございますので、条例上でうたわれるようなものではございません。

以上でございます。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ということは、市の公告は市内に1カ所、正式なやつがあればええと、あとのところはそれのコピーでないけんど、広く、そんなのでけへんのか。もう、1カ所か。今まで、5カ所あったやつが1カ所になるのか。合併してからは、もうここの掲示板 1カ所だけやったんけ、公告しとったんは。
- ○原口育大委員長 総務部次長。
- ○総務部次長(佃 信夫) 例えば、選挙とかそういった場合は一本でやっておりましたけども、例えば、職員採用ですとか、そういったものは周知する上で、ここに、今廃止しようとしている5庁舎のところに掲示をさせていただいておりました。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ということは、正規の官報以外の、職員の募集なんかは、市民交流センターでも貼ったってくれるということか。そういうことけ。
- ○原口育大委員長 総務部長。
- ○総務部長(細川貴弘) 基本的には、もう中央庁舎だけでございます。このごろ、応募される方につきましては、そういうようなものを見るんじゃなくて、ホームページを見たり、ニューメディアで確認していただいてますので、ここ1カ所で足りるというように考えております。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。 委員間討議を行いますが、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、討議を終結します。採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第86号、南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定す ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- ○原口育大委員長 挙手多数であります。 よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ⑤ 議案第87号 南あわじ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- ○原口育大委員長 次に、議案第87号、あわじ市行政財産使用料徴収条例の一部を改 正する条例制定についてを議題とします。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 先ほどは先走って申しわけございませんでした。これは、新しい新庁舎に関する関係かなというふうに思っておるわけなんですが、具体的には場所がどこになるのかという、ちょっとお伺いいたします。
- ○原口育大委員長 財務部長。
- ○財務部長(神代充広) これは、新しくできる庁舎ではございません。これは、今の中央庁舎の1階の、昔セーフティが入っておった事務所でございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員ということは、この下は何か、そういう店舗ではなくて、違うものに

使うというような考え方ですか。

- ○原口育大委員長 財務部長。
- ○財務部長(神代充広) これは、合併する以前から、一部事務組合の折からこの条例 がございまして、そのときは行政財産の使用許可ということで条例制定をしておったわけ なんですけども、その後、平成18年に自治法の改正がございまして、行政財産について も貸付ができるということになりましたので、今後は長期の貸付、5年間でございますけ ども、その貸付のほうで対応をしてまいりたいというふうに思っております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 そうしたら、その貸付の金額というのはどうなるんでしょう。
- ○原口育大委員長 財務部長。
- ○財務部長(神代充広) それは時価といいますか、固定資産の評価額が基本になるかと思いますけども、それをもとに行政財産の公有財産規則ですか、そちらのほうで決められておる計算式をもとに計算をした根拠でもって募集をかけまして、金額については、その相手方から御提示をいただくというふうにしてございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 それと、ここの貸付については、公募をこれからするということです か。
- ○原口育大委員長 財務部長。
- ○財務部長(神代充広) 実は、もう既に公募をかけておりまして、先日、プロポーザルの審査会を開きまして、相手方を決定しております。応募については1社のみの応募でございました。今、まだちょっと決定の通知を出す段階でございますので、ちょっと名前については差し控えさせていただきます。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ないようですので、質疑を終結します。 委員間討議を行いますが、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、討議を終結します。 採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第87号、南あわじ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、 原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

- ○原口育大委員長 挙手多数であります。 よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ⑥ 議案第88号 南あわじ市緑防災センター条例を廃止する条例制定について
- ○原口育大委員長 次に、議案第88号、あわじ市緑防災センター条例を廃止する条例 制定についてを議題とします。

質疑はございませんか。

谷口委員。

- ○谷口博文委員 ほんまに、緑防災を廃止するのは構わんで。あそこには、防災資機材というか、私もあの辺の2階、3階を見させてもろうとんねけんど、かなりそういうふうな、旧緑町のときだったと思うのやけんど、防災の拠点としての活動するような機能の機器の配備であったりとかされとると思うのよ。そのあたりの運用というか、これはどないするんですか。かなり、蓄電にしたってそれは。まず、その辺の。
- ○原口育大委員長 防災課長。

- ○防災課長(藤本和宏) 今現在持っている機能、3階の防災倉庫なり等につきまして は、そのまま、今の現状のままで使用するということにしております。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 いや、あそこは、防災センターを廃止して、市民交流センターか何か にすんのだ、あの下は。違うんけ。
- ○原口育大委員長 防災課長。
- ○防災課長(藤本和宏) 今現在、その緑防災センターにつきましては、名前にしては 公民館、それから、倭文支所と、名前がいろいろございます。それで、今現状では、公民 館という形でそれもしております。ただ、使用料等についてはまだ緑防災センターのまま ということで、公民館機能をもう少し充実した中で、利用等について広げていこうという ような趣旨で、防災については防災倉庫も3階のまま、そのまま倉庫として使うというようなところも、その防災に関しての部分は残しながら、公民館の利用ということで門戸を 広げていこうというようなところで、今回の条例廃止ということになっております。
- 〇原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 いや、もうひとつようわからんのやけんど。防災機能というか、ああいうことは防災の拠点ということで、そういうふうな非常用のさまざまな防災の資機材を 配備して、建物としておって、そういうふうな緑防災センター的な。今度は、そのまま置いといて、何で、この条例廃止する理由よ。
- 〇原口育大委員長 総務部長。
- ○総務部長(細川貴弘) この防災センターという形態で旧緑町のほうで、平成15年でしたか、建設されております。そのいきさつについては、あくまでも私の段階では推測の域を出ないんですけれども、有利な財源等を使って建設するということで、そういうふうな制度といいますか、名称も使われてやっておるのだと思います。

それで、実際の利用形態といたしますと、もちろん、防災関係の資機材であるとか資材であるとか、そういうのは今でもありますし、継続して、先ほど課長が申し上げましたような形になるんですけれども、ここの防災センター、実際の防災センターとして設置条例

をしておりますけれども、利用形態につきましては、貸室につきましては公民館的な形で使われていることが非常に多かったということで、市民交流センターということにも変わりますし、現行、緑や倭文支所でもありましたし、倭文の公民館でもありましたし、緑防災センターでもあったと、こういうような設置条例もあったわけでございますけれども、それを整理して、倭文の市民交流センター、倭文公民館として運営といいますか、そのもとに運営をしていくということでございますので、利用形態については、今までとほとんど変わらなく利用されるということでございます。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 その辺はもうよくわかっとんねん。あそこで支所でおって、職員おって廃止して、そういうような窓口業務的なこともしよったわけでえか。いざというときにはそういう緑地区というか、あの辺の防災の備蓄倉庫であったりとか、さまざまな非常用電源であったりとか、あの辺で避難所としての機能があるような、かなり大がかりな防災の非常配備しとるんで、あそこは金かけて。だから、あのやつを何でこう、名称をあれして。使えるものがあったら、例えば、福良の指揮所であったりとか、そんなところへ持っていったらどないやという思いがあるだけやけど。それは無理だったら、もう、ただ名前ぶち切って、機能としてはそのまま残しとくという、もうそれだけのことか。わかりました。
- 〇原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 これも前回からも、市民交流センターの関係で、一体どこが所管をするのかと、防災であれば総務部、公民館であれば教育部、市民交流センターという新しいものであれば市長公室になるのかな。このあたりの、名前の変更はそういうことで理解はできるんですけれども、どこが責任を持っている施設なのかというのが、少しわかりにくいんですけどね。これはどうなるんですか。
- ○原口育大委員長 総務部長。
- ○総務部長(細川貴弘) 先ほど、少しちょっと説明不足のところもあったんですけれ ども、条例としては公民館の設置条例の中にございます。そういうことで、公民館でござ いますけれども、南あわじ市の市民交流センターの設置規則で倭文市民交流センターもあ わせて設置するというような形でございます。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 そやさかい、わかりにくいなと。どこが最終責任を持つのかなという。
- ○原口育大委員長 総務部長。
- ○総務部長(細川貴弘) 先ほど申し上げましたように、条例としては公民館の設置条 例ですので、公民館として管理していくと、建物としてはそういうことでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ということは、ハード的なものは教育部であって、その中に盛り込まれているものは市民交流センターという、そういう理解でいいんですか。わかりました。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 総務部長。
- ○総務部長(細川貴弘) 済みません。ちょっと説明不足でございました。窓口関係は 市民交流センターで行うわけですけども、先ほど申し上げましたように、今まで公民館と しての利用形態であったということで、貸室等につきまして、公民館としても運営してい くということでございます。ちょっと言葉足らずで済みません。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、質疑を終結します。 委員間討議、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。 採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第88号、南あわじ市緑防災センター条例を廃止する条例制定について、原案のと おり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

再開は午後2時45分とします。

(休憩 午後 2時35分)

(再開 午後 2時45分)

○原口育大委員長 再開します。総務部次長。

○総務部次長(佃 信夫) 先ほど、議案第85号のときに、谷口委員から御質問がございました島外の職員の通勤手当の額につきまして、御報告をさせていただきたいと思います。

まず、神戸から通勤している職員につきましては、月額5万2,580円でございます。 また、鳴門市から通勤している職員につきましては、3万6,220円となってございま す。いずれも、橋代も含めてでございますので、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

- ⑦ 議案第94号 南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- ○原口育大委員長 それでは、次に議案第94号、南あわじ市都市公園条例の一部を改 正する条例制定についてを議題とします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。 委員間討議もございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、終結します。採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第94号、南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について、原案のと おり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- ○原口育大委員長 挙手多数であります。 よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ⑧ 議案第95号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- ○原口育大委員長 次に、議案第95号、南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する 条例制定についてを議題とします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。 委員間討議もございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、討議を終結します。 採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第95号、南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、原案の とおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- ○原口育大委員長 挙手多数であります。 よって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ⑩ 議案第79号 平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第 1号)
- ○原口育大委員長 次に、議案第79号、平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業 特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 繰越金をふやしておるということで、事業としては、まあまあ順調に 行っているのかなという印象です。ただ、加入者が減少しとるということですので、新年 度予算に向けて、加入者をふやしていくということでの具体的な考え方のようなものとい うのはお持ちでしょうか。
- ○原口育大委員長 情報課長。
- ○情報課長(土肥一二) 加入者を減らさないというような方法ですけれども、地域の さまざまな情報をコミュニティチャンネルで伝えていくというようなことと、それから、 市役所からの情報、これなんかをデータ放送で実施していくということでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 いろいろ注文も多々あったと思うんですね。放送内容、ニュース性を 持たせるということであったり、また、番組編成表を広く知らせていくようなことであっ たり、新年度に向けて議会のライブ中継をするということであったり、こうした、かなり

労力のかかるところもあるし、工夫の要るところもあるんですけれども、そういった点も 十分検討いただくというようなことをお願いしたいなというふうに思っておるんですけど も、いかがでしょうか。

- ○原口育大委員長 情報課長。
- ○情報課長(土肥一二) この12月中にケーブルのあり方ということで、内部の職員 で検討会を実施して、その中で今後のケーブルのあり方を十分検討していきたいと思って おります。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。 谷口委員。
- ○谷口博文委員 この修繕料2,000万、これは何ですか。
- ○原口育大委員長 情報課長。
- ○情報課長(土肥一二) ここの修繕料ですけれども、電柱移転に係る光ファイバーや、 それとか、引き込み線の移設費用、それから、伝送路設備の電源供給機器の修繕費用で、 このたび2,000万円の追加をしておるようなところでございます。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 自然災害等々で、落雷によるそういうようなケーブルの支障というの は今まであったと思うのやけんど、近年はそのあたりは改良されたような、ケーブル自身 の機能が喪失せんような、何かそういうような、ええ機器を導入されとるんですか。
- ○原口育大委員長 情報課長。
- ○情報課長(土肥一二) 機器のほうについては導入はしておりませんけれども、ただ、 ことしに入っても雷の被害についてはゼロ件でございます。
- ○原口育大委員長 ほかに。 北村委員。

- ○北村利夫委員 先ほど、蛭子委員のほうからあったやつなんやけども、この事業の将 来性というたら、もう今がピークという考え方でええんかな。
- ○原口育大委員長 情報課長。
- ○情報課長(土肥一二) 加入者で見ますと、やっぱり2年前のハイビジョンしたとき の部分が一番加入者が多くて、それ以降、だんだん減少しとるような状態なんで、現状維持か、それか若干減少するのかなとは思うんですけれども。
- ○原口育大委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 もちろん、急にがくっと来るようなことはないと思うんやけども、これは徐々に、多分なくなっていく、加入者としては、絶対数が減っていくわけですから、世帯数も減る傾向に入ってきとるし、これはもう下水道も一緒なんやけどね。そういう状況になっていくんかなと思うんよね。そやから、これからも南あわじ市だけの経営というのは、やっぱり考えることは多分必要やと思うんやけども。
- ○原口育大委員長 情報課長。
- ○情報課長(土肥一二) 今後は民間の部分もまた考えながら、また、ケーブルをどういうふうにしていったらええかということで、またあり方検討会で検討していきたいと思っております。
- ○原口育大委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、質疑を終結します。委員間討議、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、討議を終結します。採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第79号、平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- ○原口育大委員長 挙手多数であります。 よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ⑪ 議案第80号 平成26年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第1号)
- ○原口育大委員長 次に、議案第80号、平成26年度南あわじ市下水道事業会計補正 予算(第1号)を議題とします。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 128ページの第3条、ここの説明をいただけますか。
- ○原口育大委員長 下水道課長。
- ○下水道課長(村本 透) これにつきましては、128ページ、第3条の本文でございますが、これにつきまして、下水道事業では、収益的収支と資本的収支の予算を計上しております。それで、収益的経費につきましては、通常の運転管理等、1年間にかかる通常の経費等を、経常的なものを計上した予算でありまして、それと、もう一方、資本的支出に伴うものが4条予算と申しますが、それについては、建設改良、投資的な経費を賄うものでございます。

それで、さきに申しました収益的収支の部分の現金の伴わない減価償却費等について、経費化します。それにつきまして、一般的に経費としては、仮に収入、使用料等で1,000万円あったと、支出が1,000万円ということになります。その上に減価償却費が経費としてかかりますので、1,500万円になりましたよということになりましたら、500万円の赤とかいうことになるんですが、通常、500万円につきましては、その単年で償却するものでございません。経費として充てているだけのものであって、それを、その部分を積み立てたものとみなしまして、そのためている現金はないんですが、それを

仮想的に4条予算のほうへ補正するというような文言が、3条のところで書いてあるもの でございます。

以上です。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 この文章中、過年度分損益勘定留保資金が1億2,107万と、これを次に過年度分損益勘定留保資金が1億5,333万と、ふやすということで、これが結局、補正ということになりますと、ふえてると、増加をしたということですよね。そのあたりの説明を少しいただけたらと思うんですが。
- ○原口育大委員長 下水道課長。
- ○下水道課長(村本 透) これにつきまして、当然、今回の補正につきましては、国庫補助金等の確定に伴います補正でございまして、その増減がございましたのが、実際には減でございました。それに伴って、4条のほうの予算が縮小されました。それに伴って、この増減が発生しております。余計に繰り出すことになるということです。 以上です。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ないようですので、質疑を終結します。 委員間討議を行いますが、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ないようですので、討議を終結します。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。 議案第80号、平成26年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第1号)について、 原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

- ○原口育大委員長 挙手多数であります。 よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ② 議案第104号 新市建設計画の変更について
- ○原口育大委員長 次に、議案第104号、新市建設計画の変更についてを議題とします。

質疑ございませんか。 蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 新市建設計画の変更ということで、考え方について書かれておると。 そして、実際に新市建設計画の文言の変更というのは、この歳入歳出の表にもあらわれて おるわけですね。これについては、こういう新市建設計画、合併協議会でつくられたもの というのが出発点にあって、それに変更を加えるということで、ちょっと数字を拾ってみ たところ、随分、数字が違うということで、例えば、平成17年度出発ですから、この旧 計画で見ますと合計が、平成17年度の歳入の合計額が270億9,400万というふう に、この冊子ではなってます。ところが、この実績に基づいて出されたという歳入合計は 185億1,400万というふうになっとるわけですね。270億が185億に変わって るということなので、この数字の説明をいただけますか。
- ○原口育大委員長 財政課長。
- ○財政課長(和田幸三) 新市建設計画の中での財政計画の数字の差異についての御質 問やと思いますけども、新市建設計画では、当初17年の新市建設計画では、財源的なも のとして、特定財源と一般財源、合計して普通会計総額みたいな形で表記しております。 その後、南あわじ市では財政健全化計画なり財政計画、並びに今般の新市建設計画の財政 計画につきましては、一般財源の比較ということでさせていただいております。

内容的に、新たな新市建設計画の財政計画につきましては、過去の分につきましては、25年度決算までの部分で普通会計の一般財源ベースの表記ということで、見比べますとちょっと極端に数字が違うではないかということなんですが、特定財源が入っている関係上、こういう形で差が発生しているということです。

それと、並びに新市建設計画の財政計画の新しい部分につきましては、県のほうへも審査をいただいております。当然、県の審査をいただいてるんですけれども、財政の比較検証をする段階では一般財源ベースが基本であるということで、そういうことで、全体的に今後とも、財政の比較検証は一般財源ベースで行っていきたいと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、そういう行政の内部的な事情では数字をよくつかんでおるので、矛盾がないとおっしゃるんだけれども、私たちが数字を見るときに、矛盾がないと言われたって、煙にまかれるような話になってしまうんですね。もう少しわかりやすい数字の提示が要るんでないか。例えば、平成17年度で計画では人件費を見ますと、人件費の支出の計画で48億9,400万というふうになっておるわけです。この新計画の実績は41億6,300万ということで、7億強、人件費の削減というふうに見えるんですよ。ごっつい人件費削ったなと。

あと、いろいろあるんですけれども、普通建設事業というのがこの旧計画の中では53 億6,000万というような、普通建設事業の項目があるんだけれども、この歳出の新計 画については、普通建設事業というようなものが項目としてもないですね。なくなってい ると。その意味合いが、何か県の指導によって計上しなくてもよくなったというようなニ ュアンスの説明であったかと思うんですけれども。こうした説明が、これを見る限りでも わからないんですよ。新市建設計画を変更するというても、本当に煙にまかれるという印 象しかないんです。

ですから、もう少しこれ、説明してわかりやすくしていただかないと、なかなか評価がわかりにくいというか、見えにくいというか。こういうことなんですよね。だから、県の指導によりましてというような話だけではちょっと理解できないんじゃないかな。そのあたり、どうですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長(和田幸三) おっしゃられることはよう理解できます。平成19年に南あわじ市の財政状況の改善のために、財政健全化計画というものを策定いたしました。その段階で、新市建設計画との差異等についても御説明させていただいておるような経過があると思います。その後、おおむねの健全化という文字を外した財政計画を24年度に策定いたしております。その際も、一般財源ベースで比較検証させていただいております。財政計画なり、旧の健全化計画との差異との見比べで、新たな新市の建設計画の財政計画を比較いただくと御理解いただけるのかなとは思います。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 非常に難しい作業に思うんですね。もう少し平たく言って、結局、この新しい財政計画が出てきたのは、合併特例の延長ということが背景にあって、5年間の延長というものがまずあると。その際、やはり10年間というのが一つの目標であったわけですね。ですから、その10年間の過ぎた時点で、5年延長になるということを利用してというか、好機ととらえて、この10年間の新市建設計画に基づいて行われたことがどこまで達成をできたのかと、そしてまた、課題は何なのかと。

また、状況もかなり変わってきてると思うんですね。ここでもいろいろ書いてるんですが、例えば、市町村民税については推計人口の増減率を乗じ、見込んで算定したと、こう書いてあるんですけど、これが書いてあるだけではよくわからないんですね。それは結局、地方税の税の収入であったりとか、いろいろそういうファクターが変わってくるということだろうと思うんだけれども。やはりこういう、実際、国の制度の変更があるのであれば、それに応じた総合的な総括、評価をまずはやるべきでないのかと。合併10年たっての評価をこの新市建設計画の文言に照らしてみてどうだったのかということは、まず見せる、理解してもらうということが作業として要るんではないのかと。せっかくこういう機会ができたのでね。やっぱり大いにそういうものを利用して、みずからの到達点というのを振り返ってみると。これは、決算委員会のときにもそういうような趣旨のことをちょっと申し上げたんですけども。そういう財政計画だけを提示するんじゃなくて、この10年間の総括をやっぱりしっかりこの機会にやっておくことが大事でないのかなというふうなことを思っておるんですが、この点、いかがですか。

- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) この新市建設計画、抽象的なうたい方をしてます。これに基づいて、南あわじ市総合計画というのが19年3月に10年間の計画を立てております。その後、この10年のうちの半分を過ぎた時点で、後期基本計画というところを24年3月につくっております。これの総合計画の途中経過を検証した中で、後期基本計画、5年間の部分を検証して、いろいろな市民アンケートの部分であったり、また、各項目のチェックを数字等で、新市建設計画に基づいた総合計画を中間でやってます。

また、以前にも本会議等で御質問があったように、29年度に向けてこの総合計画の見直しをするということは、当然、10年間の検証をしながら、次のステップに生かしていくという形になろうと思いますので、これの中間的な検証については、総合計画の後期基本計画にいろいろと掲げておりますので、それでチェックをいただいた中で、全て新市建

設計画に基づいた中で、こうした市となってから総合計画を立てておりますので、そうしたチェックもしながらやっていると。

財政的なことについては、先ほど財政課長も申し上げたとおり、財政の健全化に向けて一番苦しかった平成19年度、20年度あたりを境に、だんだんこっちのほうへ、よくなってきているという状況ですので、そうした総合計画とあわせて、行財政改革の実施計画においても個々のチェックをしておりますので、新市建設計画に基づいた具体的な部分については、別途でチェックをしていると、検証しているというふうなことで御理解を賜りたいと思います。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 趣旨としては、合併特例債の延長もあると。おおむね10年と言っとったものを15年に改めるというのが、この新市建設計画、つまりこれを変えていこうとしとるわけでしょう。これを、この計画を。先ほどの中間的な総合計画や後期の計画やということを変えようということじゃなくて、これを変えようとしとるわけでしょう。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 目標については、いわゆる新市建設計画に基づいて事業を行う場合に、合併特例債が活用できるという基本的なものであるので、これについては全体的な新市となった目標を掲げておるので、中身については、10年を15年に変更するのと、財政計画が当初と若干違うので、それを現状のものに移し変えたと。当初つくった新市建設計画については、平成26年度までの財政計画しかないので、それを5年間延長した見通しを提出する必要があるということから、その2点を改正ということで提案をさせていただいております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 つまりこれは、提出のための変更と。総務省あたりですかね。県ですか、総務省ですか。どちらですか。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 新市建設計画については、県経由総務省でございます。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ということは、理解としては、そういう公式文書の訂正をまずしとかなあかんという程度のものであると。程度のものと言ったら失礼なのかな。でも、実質的には、この中間総括も全部やってるし、到達点を踏まえての建設計画で今進んでおると。 総務省に対しての数字の調整を提出をせざるを得ない中でやってるんだというような位置づけですか、この数字は。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 新市建設計画でこれをつくって、合併特例債の借り入れの上限額を規定の約4分の3程度という形で、申し合わせだったのかどうかようわからんわけなんですが、5年間延長することによって、いわゆる上限は、規定どおりの上限は上がりませんが、4分の3程度というところについては、やはり撤廃されるべきものだろうということで、5年間延長するという法案はできたけども、自治体としてその5年間の延長をするのかどうか、自治体で議決をいただいて提出をしてきなさいというのが総務省の考え方でございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ということは、これまでの後期基本計画にしましても、合併特例が延 長されるという前提ででき上がっているものではないですよね。10年という期間の中で つくられたものであると。

とすれば、合併特例の延長期間があるということになれば、それに応じた変更も加えていかないといけないということにはならないんですか。

- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) そうすることにこしたことはないとは思うんですが、1 0年の計画をつくって24年で中間の検証をしてます。財政的には合併特例債を活用する ことによって、財政の中身は同じ事業をする場合でもよくなってきます。同じ事業以上の ものをするとどうなるのかという、はかりのところが見えてこないわけなんですが、そう したことについては、やはり我々執行部としても注意しながらやっていくと。総合計画の 中間的なものをしているので、28年度末まではこの後期基本計画で行きながら、財政的 なことについては、そう明示は、後期基本計画の中ではそううたってないような状況かな

とは思います。個々の事業に対する分析を、中間地でどうであるのか、将来目標値はどうなってるのかという比較をして分析をしている表なので、29年度のこうした市の方向性を見出す総合計画的なものは、来年度あたりから取り組んで、29年度に5年間延長する部分も含めた中で策定するということになろうかと思います。

- 〇原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 来年にそういう修正、後期基本計画の修正をした、合併特例債の延長 に応じた計画をつくり直すという説明ですか、今のは。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 27年度、28年度、2カ年かけて、29年度からの計画を28年度末策定を目指してつくっていくということでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 市政全般を総括するというのは大変な作業になるので、時間もかかるということもわからないではないんだけれども、でき上がって後3年みたいな計画というよりは、ちょっともう少し議論を集中してやって、そういう修正をしていかないと間に合わない事業も出てくるんではないかなと思ったり、あるいは人口減少という問題については、非常に大きな課題になってくると思うので、そこに重点を絞った計画ということも、早くつくらないといけないのではないかということを思うんですよ。だから、27、28というよりも、もう少し早い段階で作成を急ぐというか、そういうことはできないんですか。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) あくまで総合計画というのは市の方向性を示すものであって、その都度、その都度対応するというのは、予算編成なり、また行革の進捗の部分であったり、いろいろな書類をもってお示しをしている状況かと思います。そうした総合計画的な、将来の南あわじ市をどうするかという方向性の部分については、やはり10年スパンぐらいで示していくべきものかなというふうに思っております。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 10年ということは、28年につくるものは、3年間ということでは なくて、28年以降、10年間の南あわじ市像ということになるわけですか。
- 〇原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 19年3月に総合計画をつくっておりますので、28年度末をもって10年になります。これは、法的に策定しなければならないから、今度は義務化が撤廃されました。しかしながら、市としてはこういう方向性を示していくべきだろうということで、やはり長期のスパンの総合計画をつくるべきだろうということで、今、内部でそうした調整をしているところでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 線路が交錯するような話になってくるんだけれども、結局、与えられた条件で変更されていることとして、合併特例の延長が5年間あったということですよね。これは新しい、基本計画の中で加えられた新しい条件であるし、それは考えようによっては、有利な条件と。財政計画上も、これまで交付税の特例期間がどんどん終わっていくということが、合併特例の延長の意味だったわけですよね。それが、5年間延長されることになれば、そうしたものも当然変わってくるということですから、財政計画のプラス要因というものが出てくるように思うんですよ、プラス要因が。

ですから、この後期基本計画の中で、できないと思っておったことが、逆にはできるものも出てくるんではないかと、そんなふうに思うんですね。そういった点が、どこら辺が何ができるのか、何をしなければいけないかという詰めを、この特例延長に応じてやっておいたほうがいいのではないかという意味合いで、この計画の数字を、表を伸ばす、グラフを5年間伸ばすだけではなくて、事業項目としてももう一度精査をして、有利なものを生かして、よりよいまちづくりに進むと、そういう条件ができたんだから、やろうやないかというものが欲しいんですよ。

- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 今までも南あわじ市は、新市建設計画に基づいた10年間の総合計画の中で、いろいろとうたっております。それに基づいた形で、年々、予算を調整し、また、施政方針を打ち出し、やってきております。これが大きく変わるということであれば、おっしゃるようなこともよくわかります。やはり、24年2月、財政計画の

健全化計画を財政計画に見直したり、また、いろいろな行革の取り組みの報告なり、実施計画なり、いろいろな部分で策定してきております。こうした総合計画について、やはり基本となる計画ですから、それに基づいた方向性でいろいろな部分をやってると。また、皆さん方にお示しをさせていただいているというところで、10年たつに当たって、また市民アンケートの部分も必要であるであろうし、なかなかそう簡単にぱぱぱっとつくり変えるようなものではないというふうに思っておりますので、やはり、今時点でも新市建設計画なり総合計画に沿った中でやってるということで御理解を賜りたいと思います。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ぱっぱっとやれというようなことを言っておるんじゃないんですね。 前提条件が変わってきているということを言っておるわけですよ。例えば、地方交付税が 平成26年度で実績があって、これが合併10年ということで、交付税がこのときの、下がるというのか、下がってきてのことなんだろうけれども、27年度以降の低減率、これ は、特例期間があるのとないのとで同じなんですか。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 交付税の算定がえについては同じです。ただ、合併特例 債を活用できる期間を、上限を変更なしに5年間延長するということでございます。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 そのあたりがちょっと、財政的な余裕があるのかないのかということにもかかわってくる。それから、今、自治体によってはその措置を、算定がえの措置をもう少し緩やかにしてほしい、財政が大変だというような状況の合併市もあると。そうした面で、南あわじ市の場合は、そういうものに早くから取り組んで、算定がえに対応する体力をつくってきたという評価であったかと思うんですね。そうしたら、今度、次は合併特例債を有利に使っていく、やり残した事業で、火葬場など、まだちょっと見通しが立っていないと。これは、この5年延長を有効に活用してやっていこうやないかということになると思うんですね。

そうすると、その財政計画がまた若干変更にもなってくるのかなと。今これ、期限過ぎたら単独でやらなあかんかったものが合併特例債が使えるということで、慎重にまた対応もできる、周到に計画もできる、そういうふうにもなってくるので、そうしたら、そこで余裕のできたものの、余裕ができるかどうかは別にして、財源としては使えるものもでき

てくると。

そしたら、やろうと思ってたけれどもできなかったことが、こんなこともできるんではないかと、そういう新たなメニューなり、新たな事業の可能性というものがあるように思うんですよ。そこのあたりがやはり、10年が15年になったところでの優位性として評価をして、目出しをしていくというような、そんな作業もあっていいのかなと思うので、そういうことは今のところ、室長から伝わってこないので、そういうことを考えてほしいなということなんです。

- 〇原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 財政計画をお示ししているこの数値については、合併特例債が5年間延長されるということの中で事業を今、考えられる事業を一事業ずつ拾い上げた中での一般財源ベースの数値を出しておりますので、今からどんなものができるかというところについては、やはり内部で、市長の指導のもとやっていくべきものかなと。

新市計画についても総合計画についても、目標については、やはり地場産の振興策であったり教育の充実であったり、福祉の充実であったり、そうしたものの部分を掲げて新市計画を立てておりますので、先ほど言いました合併特例の交付税算定については何も変わりませんが、合併特例債の活用が5年間延長するということの中で、御理解を賜りたいと思います。

- 〇原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 きょうはこれで終わりますけれども、積み上げの根拠があるということですね、財政計画の。つまり、合併特例債を使う事業が新たに出てきたというふうに聞こえたわけなんですね。そのあたり、どういう事業を普通、合併特例債でやれるようになったと考え、それをやろうとしておるのか。そういう具体的なものというのは今、お聞かせいただけますか。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) 主なものについては、先ほどおっしゃられてました火葬場の建設とかいうのは、もう最初からあります。4庁舎の跡地利用の活用なり、あとは、今、財務部のほうで取り組もうとしている市内の公共施設のあり方、これの取りまとめができれば、合特債の活用が可能になるということで、例えば、そこの焼却場の部分の活用であったり、沼島の焼却場の解体がまだ一部残っておりますので、そうしたものの活用で

あったり、途中から、圃場整備の部分の合併特例債活用であったり、いろいろな部分の積 み上げでここへ出してきているというふうに御理解を賜りたいと思います。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 私はもう、単純な質問やけんど、合併特例債のときに火葬場、これは もう絶対せなあかんだ。今からせんなんを、まだ事業というのは火葬場以外に、今、部長 が言うとったような中に、サッカー場も入れといてくれ。もうそれだけで、やってもろう たら、もうほんでええさかい。それだけ十分、頭にたたき込んでおいてください。
- ○原口育大委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(土井本 環) サッカー場の建設も可能と思われます。
- ○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、質疑を終結します。 委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、委員間討議を終結します。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、採決を行います。 議案第104号、新市建設計画の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。 以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。 お諮りいたします。

12月17日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

- ○原口育大委員長 それでは、そのようにさせていただきます。
 - 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について
- ○原口育大委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。 お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○原口育大委員長 異議がありませんので、このとおり申し出ることといたします。
 - 3. その他
- ○原口育大委員長 次に、その他に入ります。 執行部より、何か報告事項がありましたらお願いいたします。 下水道課長。
- ○下水道課長(村本 透) ただいま、本日お手元にお配りいたしました下水道事業に係る第2次中期経営計画の中間報告書でありますが、南あわじ市下水道事業では、平成16年度の総務省通達に基づきまして、地方公営企業経営の点検と透明化への取り組みとして、第1次経営計画を平成18年度から平成22年度を目標とし、第2次では平成23年度から平成28年度を計画期間とし、中期経営計画を作成し、その中で、経営目標を設定し、さまざまな経営課題等に取り組んでまいりました。

その第2次経営計画の中で、中間年度に当たる今年度におきまして、その達成状況、事業の進捗状況を公表することとなっています。そこで、お手元に中間報告書をお配りいたしておりますが、その中間報告書をもちまして、その計画と実績との比較をいたしまして、

今後、市のホームページ等によりまして、市民に向け公表を行っていく予定としております。委員各位におかれましては、お目通しの上、御不明な点、質疑等がございましたら、 下水道部のほうへお問い合わせ願いたいと思います。

また、計画の中で、使用料適正化への取り組みといたしまして、下水道事業審議会の設置等を計画しておりましたが、今年4月の消費税の税率の引き上げ、さらなる引き上げ等の社会情勢等を考慮いたしまして、今回の計画におきましてのその審議会等の設置は見送ることといたしております。

以上でございます。

- ○原口育大委員長 ほかに。 市長公室課長。
- ○市長公室課長(北川真由美) 一つお知らせでございますけれども、県立淡路看護専門学校が、来年27年3月をもちまして閉学する予定でございます。それに伴いまして、 医療法人淡路平成会が平成淡路看護専門学校として4月より開学予定でございます。それで、平成病院のほうが厚生労働省のほうに認可申請を行いまして、このたび、来週の12月15日より生徒募集による入学願書の受付を行うことになりました。

定員につきましては40名、授業料につきましては70万円、年額でございます。それから、入学金が30万円、これにつきましては、淡路島内で優遇措置がございまして、南あわじ市の在住者におきましては半額の15万円に、それから、洲本市と淡路市の在住者におきましては20万円に軽減されるということでございます。

それから、奨学金による制度もございまして、これにつきましては、貸与による制度と 支給による制度があるようでございます。学生宿舎につきましては、現在、養宜中の平成 病院の横に新設されまして、家賃は無料ということでございます。もちろん、食費とか光 熱水費、雑費は自己負担でということでございます。

以上、お知らせをさせていただきます。

- ○原口育大委員長 ほかに報告はございませんか。 防災課長。
- ○防災課長(藤本和宏) 1点、御案内のほうをさせていただきます。今、御案内のほうが行っているかと思いますが、来年1月4日に消防団の初出式が行われますので、また寒い中ではございますが、御出席のほう、よろしくお願いしたいと思います。 以上です。

○原口育大委員長 ほか、ございませんか。 特に、委員のほうからの質問もございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 なければ、本日の審査は終了いたしますので、執行部の方について は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(執行部退席)

○原口育大委員長 それでは、意見書に関しまして審査をお願いします。 海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書(案)について作成をいたしました ので、検討をお願いいたしたいと思います。

何か御意見はございませんでしょうか。

- ○蛭子智彦委員ですます調を整えておいて。どっちかにそろえてほしいです。
- ○原口育大委員長 そろえると。 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 それでは、当委員会から発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 それでは、当委員会から発委をさせていただきます。提出先についても、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 では、そのとおりにさせていただきます。 それでは、本日、大変長丁場でしたけれども、慎重審議ありがとうございました。 これによりまして、委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(閉会 午後 3時42分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年12月12日

南あわじ市議会総務建設常任委員会

委員長 原口育大